

北海道大学工学系教育研究センター

平成 24 年度 活動報告書

資料集

平成 25 年 3 月

北海道大学工学系教育研究センター

平成 24 年度 活動報告書

資料集

平成 25 年 3 月

目 次

《工学系教育研究センター関係 内規・要項・取扱い・申合せ等》

資料 1-1	北海道大学大学院工学研究院組織運営内規	1
資料 1-2	北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センター内規	8
資料 1-3	工学系教育研究センターインターンシップ事業実施要項	11
資料 1-4	インターンシップ POLICY の申合せ	14
資料 1-5	工学系教育研究センターインターンシップ派遣に係る 手続き等の取扱い	15
資料 1-6	工学系教育研究センターインターンシップ派遣に係る 滞在経費一部支援の取扱い	17
資料 1-7	北海道大学大学院工学研究院インターンシップ研修生 受入に関する申合せ	18
資料 1-8	インターンシップ研修生引き受けの趣旨	19
資料 1-9	海外インターンシップ研修生受入れに係る優先支援条件について	20
資料 1-10	工学系教育研究センター海外インターンシップ研修生 受入れに係る手続き等の取扱い	21
資料 1-11	北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センターにおける e ラーニングコンテンツに関する著作権等の取扱い内規	23
資料 1-12	e ラーニングコンテンツの作成及び使用に関する確認書	26

《国際性啓発教育プログラム開発部 資料》

1. 「実践科学技術英語」講義

資料 2-1	実践科学技術英語受講案内	33
資料 2-2	実践科学技術英語ポスター	37

2. Brush-Up 英語講座

資料 2-3	前期 Brush-Up 英語講座受講案内	38
資料 2-4	前期 Brush-Up 英語講座ポスター	43
資料 2-5	前期 Brush-Up 英語講座 IAY・SEA ポスター	44
資料 2-6	後期 Brush-Up 英語講座受講案内	46
資料 2-7	後期 Brush-Up 英語講座ポスター	51
資料 2-8	後期 Brush-Up 英語講座 IAY・SEA ポスター	52

3. 学生発案型国際活動プログラム

資料 2-9	学生発案型国際活動プログラム募集案内	54
資料 2-10	学生発案型国際活動プログラム募集ポスター	56
資料 2-11	学生発案型国際活動プログラム報告書	57

《産学連携教育プログラム開発部 資料》

1. 海外インターンシップ体験報告会

資料 3-1	第 1 回 (2012 年 7 月 9 日開催) ポスター	65
資料 3-2	第 2 回 (2012 年 10 月 15 日開催) ポスター	66
資料 3-3	第 3 回 (2012 年 12 月 17 日開催) ポスター	67

2. インターンシップ説明会

資料 3-4	NEC 中央研究所 (2012 年 5 月 15 日開催) ポスター	68
資料 3-5	NTT (2012 年 7 月 18 日開催) ポスター	69

3. コミュニケーションスキルアップセミナー

資料 3-6	参加者募集案内ポスター	70
--------	-------------	----

4. インターンシップ交流協定・覚書

資料 3-7	Tampere University of Applied Sciences	71
資料 3-8	College of Engineering, Seoul National University	73
資料 3-9	Ecole Nationale Supérieure de Mécanique et D'Aérotechnique	77
資料 3-10	Faculty of Engineering, Chulalongkorn University	78
資料 3-11	George R. Brown School of Engineering, Rice University	80
資料 3-12	Science and Engineering Faculty at Queensland University of Technology	83

《e ラーニングシステム開発部 資料》

1. 講義撮影環境の高機能化と低価格化の実現

資料 4-1	CEED e ラーニングシステム開発部における講義撮影業務の完全 内製化およびそれに伴う SD 撮影環境から HD 撮影環境への移 行について	89
--------	---	----

2. 工学系 FD 提供資料

資料 4-2	e ラーニングコンテンツの著作権を教員に	98
資料 4-3	e ラーニングコンテンツへの他者の著作物利用について	101
資料 4-4	著作権に関する判例	103

《工学系教育研究センター関係 内規・要項・取扱い・申合せ等》

- 資料 1-1 北海道大学大学院工学研究院組織運営内規
- 資料 1-2 北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センター内規
- 資料 1-3 工学系教育研究センターインターンシップ事業実施要項
- 資料 1-4 インターンシップ POLICY の申合せ
- 資料 1-5 工学系教育研究センターインターンシップ派遣に係る手続き等の取扱い
- 資料 1-6 工学系教育研究センターインターンシップ派遣に係る滞在経費一部支援の取扱い
- 資料 1-7 北海道大学大学院工学研究院インターンシップ研修生受入に関する申合せ
- 資料 1-8 インターンシップ研修生引き受けの趣旨
- 資料 1-9 海外インターンシップ研修生受入れに係る優先支援条件について
- 資料 1-10 工学系教育研究センター海外インターンシップ研修生受入れに係る手続き等の取扱い
- 資料 1-11 北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センターにおける e ラーニングコンテンツに関する著作権等の取扱い内規
- 資料 1-12 e ラーニングコンテンツの作成及び使用に関する確認書

北海道大学大学院工学研究院組織運営内規

(平成22年3月5日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、北海道大学大学院工学研究院（以下「研究院」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

第2章 組織

(研究院の組織)

第2条 研究院に、次の15部門を置く。

応用物理学部門
有機プロセス工学部門
生物機能高分子部門
物質化学部門
材料科学部門
機械宇宙工学部門
人間機械システムデザイン部門
エネルギー環境システム部門
量子理工学部門
環境フィールド工学部門
北方圏環境政策工学部門
建築都市空間デザイン部門
空間性能システム部門
環境創生工学部門
環境循環システム部門

- 2 部門に分野を置く。
- 3 部門に置く分野の名称は、別表のとおりとする。
- 4 分野に専門の研究を行う研究室を置く。

第3条 研究院に、エネルギー・マテリアル融合領域研究センターを置く。

- 2 エネルギー・マテリアル融合領域研究センターの組織及び運営については、北海道大学大学院工学研究院附属エネルギー・マテリアル融合領域研究センター規程（平成22年海大達第106号）の定めるところによる。

(研究院長)

第4条 研究院に研究院長を置き、研究院の専任の教授をもって充てる。

- 2 研究院長は、研究院に関する校務をつかさどる。
- 3 研究院長候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副研究院長)

第5条 研究院に副研究院長3名を置き、研究院の専任の教授をもって充てる。

- 2 副研究院長は、研究院長の職務を助ける。

(副研究院長の選考)

第6条 研究院長は、副研究院長を選考のうえ、第14条に規定する教授会に報告するものとする。

(副研究院長の任期)

第7条 副研究院長の任期は、研究院長の任期の範囲内とする。

(代議員)

第8条 研究院に代議員を置き、次条に規定する部門長をもって充てる。ただし、応用物理学部門にあつては、次条に規定する副部門長を加えることができる。

2 代議員は、第19条に規定する代議員会に出席する。

(部門長及び副部門長)

第9条 研究院の部門に部門長及び副部門長を置き、当該部門に所属する専任の教授をもって充てる。ただし、当該部門の運営上特に必要があるときは、当該部門に所属する再雇用による特任教授をもって充てることができる。

2 部門長は、部門を代表して部門の業務を掌理・統括し、調整する。

3 部門長に事故がある場合は、副部門長が部門長の職務を代行する。

4 部門長及び副部門長の選考は、第23条に規定する部門会議において選出する。

5 部門長及び副部門長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員になった場合の後任の部門長及び副部門長の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 運営会議及び教授会等

(運営会議)

第10条 研究院に運営会議を置く。

2 研究院長は、管理運営の実施に際し、運営会議の議を経るものとする。

(構成員)

第11条 運営会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 研究院長

(2) 副研究院長

(3) 研究院長の指名する専任の教授 若干名

(4) 事務部長

(会議の開催及び主宰)

第12条 運営会議は、原則として週1回開催し、研究院長が主宰する。

2 研究院長に事故がある場合は、あらかじめ研究院長が指名した副研究院長が職務を代行する。

(拡大運営会議)

第13条 研究院に、拡大運営会議を置く。

2 拡大運営会議は、第11条に規定する運営会議の構成員及び第32条第2項に規定する室長をもって構成する。

3 拡大運営会議は、定期的を開催し、研究院長が主宰する。

(教授会)

第14条 研究院に、教授会を置く。

(審議事項)

第15条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究組織の運営に関すること。
- (2) 組織改編に関すること。
- (3) 中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。
- (4) 評価に関すること
- (5) 教員（相当者を含む。）の人事に関すること。
- (6) 研究院長候補者の選出に関すること。
- (7) 研究院長の解職請求に関すること。
- (8) 学術交流に関すること。
- (9) 予算及び決算に関すること。
- (10) その他研究院に関する重要事項

2 前項の審議事項のうち、第1号、第5号及び第8号から第10号までの事項は、第19条に規定する代議員会に審議を付託し、議決させることができる。

(構成員)

第16条 教授会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 研究院の専任の教授、准教授及び講師並びに再雇用による特任教授、特任准教授及び特任講師
- (2) 公共政策学連携研究部の専任の教授及び准教授のうちから、研究院教授会で指名する者

(会議の開催及び主宰)

第17条 教授会は、研究院長が主宰する。ただし、専任の教授及び再雇用による特任教授のうち、5名以上から開催の要求があったときは、臨時にこれを開催する。

2 研究院長に事故がある場合は、あらかじめ研究院長が指名した副研究院長が職務を代行する。

3 第15条第1項第7号に規定する事項を審議する場合は、第1項本文の規定にかかわらず、研究院の専任の教授のうち、年長者（研究院長及び副研究院長を除く。）が議長となる。

(定足数及び議決)

第18条 教授会は、構成員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、定足数及び議決について別に定めている場合は、その定めるところによる。

4 第15条第1項第7号の解職請求に関し、必要な事項は、別に定める。

(代議員会)

第19条 研究院に代議員会を置く。

2 代議員会は、第15条第2項の規定に基づき、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 研究組織の運営に関すること。
- (2) 教員（相当者を含む。）の人事に関すること。
- (3) 学術交流に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他研究院に関する重要事項

3 代議員会は、審議結果等の活動状況について、適宜、教授会に報告するものとする。
(構成員)

第20条 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 研究院長
- (2) 副研究院長
- (3) 工学系教育研究センター長
- (4) 第32条第2項に規定する室長
- (5) 代議員
- (6) エネルギー・マテリアル融合領域研究センター長
(会議の開催及び主宰)

第21条 代議員会は、原則として月1回開催し、研究院長が主宰する。

2 研究院長に事故がある場合は、あらかじめ研究院長が指名した副研究院長が職務を代行する。

(定足数及び議決)

第22条 代議員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ開催することができない。ただし、第20条第5号又は第6号の構成員に事故がある場合は、同条第5号の構成員にあっては当該部門に所属する専任の教授（部門の運営上特に必要があるときは、部門に所属する再雇用による特任教授）、同条第6号の構成員にあってはエネルギー・マテリアル融合領域研究センターに所属する専任の教授（エネルギー・マテリアル融合領域研究センターの運営上特に必要があるときは、エネルギー・マテリアル融合領域研究センターに所属する再雇用による特任教授）の代理出席を認めるものとする。

2 代議員会の議事は、出席した構成員（代理者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、研究院長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、定足数及び議決について別に定めている場合は、その定めるところによる。

(構成員以外の者の出席)

第22条の2 代議員会が必要と認めたときは、代議員会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部門会議)

第23条 研究院の部門に、部門会議を置く。

2 部門会議は、部門長が議長となり、これを招集する。

3 部門会議に関し必要な事項は、部門が別に定める。

第4章 委員会及び運営協議会

(常置委員会)

第24条 研究院に、教授会、代議員会又は研究院長が諮問若しくは付託する事項について審議等を行うため、常置委員会を置く。

2 前項に定める常置委員会として、次の委員会を置く。

- (1) 将来構想委員会
- (2) 評価委員会
- (3) 人事運用審査委員会

3 前項各号に定める委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(特別委員会)

第25条 研究院長は、特定の事項を審議するため、運営会議の議を経て、特別委員会を置くことができる。

(運営協議会)

第26条 研究院に、研究院の運営についての諮問及び意見を聴くため、運営協議会を置く。

2 運営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 センター等

(工学系技術センター)

第27条 研究院に、工学系技術センターを置く。

2 工学系技術センターに関し必要な事項は、別に定める。

(工学系教育研究センター)

第28条 研究院に、工学系教育研究センターを置く。

2 工学系教育研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(フロンティア化学教育研究センター)

第28条の2 研究院に、フロンティア化学教育研究センターを置く。

2 フロンティア化学教育研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

第6章 工学系連携推進部

(工学系連携推進部)

第29条 研究院に、工学系連携推進部を置く。

2 工学系連携推進部は、研究院及び情報科学研究科と合同で設置する。

3 工学系連携推進部に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 共同利用施設等

(共同利用施設等)

第30条 研究院に、本学の教育研究組織における共同利用に供するため、次の施設等を置く。

- (1) 核磁気共鳴装置研究室
- (2) 全自動微小部分分析装置
- (3) 光電子分光分析研究室
- (4) 高エネルギー超強力X線回析室
- (5) 核燃料物質貯蔵施設
- (6) 超高压電子顕微鏡研究室

2 前項の施設等に関し必要な事項は、別に定める。

(その他の共同利用施設等)

第31条 研究院に、前条に定める施設等のほか、研究院内での共同利用に供するため、次の施設等を置く。

- (1) 瞬間強力パルス状放射線発生装置研究室
- (2) 液体窒素貯蔵設備

- (3) 自然災害資料室
 - (4) 理工系放射性同位元素総合研究室
- 2 前項の施設等に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 管理・企画室等

(管理・企画室等の設置)

第32条 研究院に、管理運営業務の企画、立案、実施及び調整するため、次の室を置く。

- (1) 広報・情報管理室
 - (2) 安全衛生管理室
 - (3) 研究企画室
 - (4) 国際交流室
- 2 前項に規定する室に、それぞれ室長を置く。
- 3 第1項に規定する室の室長、所掌事項及び構成員については、別に定める。
- 4 第1項第1号の室は、研究院，工学院及び工学部合同で設置する。
- 5 第1項第2号の室は研究院，工学院，工学部，情報科学研究科及び量子集積エレクトロニクス研究センターと合同で設置する。
- 6 第1項第4号の室は研究院及び工学院と合同で設置する。
- 7 研究院長が必要と認めた場合は、第1項に定めるもののほか、運営会議の議を経て、室を設置することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 北海道大学大学院工学研究科組織運営内規（平成17年2月10日専攻長会議決定）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成22年5月14日から施行し、平成22年4月20日から適用する。

附 則

この内規は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条第3項関係）

部門の名称	分野の名称
応用物理学部門	量子物性工学分野 凝縮系物理工学分野 光波動量子物理工学分野 固体量子物理工学分野
有機プロセス工学部門	有機工業化学分野 化学工学分野
生物機能高分子部門	生物工学分野 分子機能化学分野
物質化学部門	機能材料化学分野 無機材料化学分野
材料科学部門	エコマテリアル分野 マテリアル設計分野 エネルギー材料分野
機械宇宙工学部門	宇宙システム工学分野 機械フロンティア工学分野
人間機械システムデザイン部門	バイオ・ロボティクス分野 マイクロシステム分野
エネルギー環境システム部門	エネルギー生産・環境システム分野 応用エネルギーシステム分野
量子理工学部門	応用量子ビーム工学分野 プラズマ理工学分野
環境フィールド工学部門	防災地盤工学分野 水圏環境工学分野
北方圏環境政策工学部門	寒冷地建設工学分野 技術環境政策学分野
建築都市空間デザイン部門	空間防災分野 空間計画分野
空間性能システム部門	空間性能分野 空間システム分野
環境創生工学部門	水代謝システム分野 環境管理工学分野 エコセーフエナジー工学分野(寄附分野)
環境循環システム部門	資源循環工学分野 地圏循環工学分野 土壌環境評価学分野(寄附分野)

北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センター内規

(平成22年 4 月 9 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この内規は、北海道大学大学院工学研究院組織運営内規第28条第 2 項の規定に基づき、北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、工学教育プログラムの調査、研究及び開発等を行うことによって、工学研究院、工学院、総合化学院、情報科学研究科及び工学部の教育研究の発展に資することを目的とする。

(センター長)

第 3 条 センターにセンター長を置き、工学研究院の専任の教授又は特任教授（再雇用による特任教授を除く。）をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を統括する。

3 センター長に事故がある場合は、あらかじめセンター長が指名した者が職務を代行する。

4 センター長の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、欠員となった場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(開発部)

第 4 条 センターの業務を実施するため、次の開発部を置く。

(1) 産学連携教育プログラム開発部

(2) 国際性啓発教育プログラム開発部

(3) e ラーニングシステム開発部

2 前項に規定する各開発部に運営責任者 1 名及び必要に応じて部員若干名を置き、センター長が命ずる。

3 前項の運営責任者の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、欠員となった場合の後任の運営責任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(開発部の職務)

第 5 条 産学連携教育プログラム開発部は、社会の要請に適切に対応する革新的、先駆的、実践的な工学教育を実施するため、次に掲げる事項の調査、研究及び開発を担当する。

(1) 新産業創出教育プログラムのプロジェクトマネージャー教育プログラムに関する事項

(2) 国内及び海外インターンシッププログラムに関する事項

(3) 安全技術・倫理教育プログラムの技術者倫理及び安全教育に関する事項

(4) その他産学連携教育に関する事項

第6条 国際性啓発教育プログラム開発部は、国際性涵養のために必要な外国語による意思疎通及びプレゼンテーション能力を向上させるため、次に掲げる事項の調査、研究及び開発を担当する。

- (1) 新産業創出教育プログラムの科学技術英語教育及び留学生工学教育に関する事項
- (2) 創成型教育プログラムの海外派遣教育及び英語特別コースに関する事項
- (3) その他国際性啓発教育に関する事項

第7条 eラーニングシステム開発部は、社会の要請に合致した教育システム・環境を構築し、ブラッシュアップさせるため、次に掲げる事項の調査、研究及び開発を担当する。

- (1) 企業連携教育及び国際連携教育等へのeラーニングシステムを用いた支援に関する事項
- (2) 遠隔教育・自習等の学習支援環境整備に関する事項
- (3) その他eラーニングシステムに関する事項

(管理運営委員会)

第8条 センターに、センターの管理運営を行うため、管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) センター長候補者の推薦に関する事
- (2) 予算及び決算に関する事
- (3) センターの事業に関する事
- (4) センターの行事に関する事
- (5) その他センターに関する重要事項

3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 工学院の教育担当副院長及び情報科学研究科の教育担当副研究科長
- (3) 工学院及び情報科学研究科の全学教務委員会委員（北海道大学教務委員会規程（平成11年海大達第9号）第3条第1項第12号及び第13号に規定する委員をいう。）
- (4) 工学院及び情報科学研究科の教育企画室長
- (5) 第4条第2項に規定する各開発部の運営責任者
- (6) 工学研究院の専任の教授又は准教授のうちから 3名（総合化学院担当の専任の教授又は准教授1名を含む。）
- (7) 情報科学研究科の専任の教授又は准教授のうちから 1名
- (8) センターの専任の教授及び特任教授
- (9) 事務部長

4 前項第6号及び第7号の規定にかかわらず、委員会の運営上特に必要と認めるときは、再雇用による特任教授又は特任准教授を委員とすることができるものとする。

5 第3項第6号及び第7号の委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員となった場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 7 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開催することができない。ただし、第3項第6号及び第7号の委員については、代理出席を認めるものとする。
- 8 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 9 第3項第9号の委員は、第2項第1号の審議には加わることができない。

(外部評価委員会)

- 第9条** センターの活動状況等について外部の評価を受けるため、外部評価委員会を置く。
- 2 外部評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

- 第10条** センターの庶務は、総務課、経理課、情報科学研究科事務課及び国際企画事務室の協力を得て、教務課工学系教育研究センター事務室において処理する。

(雑則)

- 第11条** この内規に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成22年4月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 北海道大学大学院工学研究科工学系教育研究センター内規（平成17年2月10日工学系教育研究センター設置準備委員会決定）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月8日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年10月1日から施行する。

工学系教育研究センターインターンシップ事業実施要項

(平成21年12月14日工学系教育研究センター管理運営委員会 決定)

(平成24年7月26日工学系教育研究センター管理運営委員会一部改正)

(趣旨)

第1条 この要項は、北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センター（以下「センター」という。）における、工学院、情報科学研究科及び総合化学院（該当する研究室は別表に記載）の学生に係るインターンシップ事業の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 インターンシップ事業は、学生に在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行わせ、高い職業意識の育成及び修学意欲の向上を図ることを目的とする。

(対象事業)

第3条 センターは、次のインターンシップ事業を行う。

- (1) インターンシップ（長期）派遣
- (2) インターンシップ（短期）派遣
- (3) 海外インターンシップ研修生受入れ

2 前項第3号の受入れは、受入担当教員及び当該部門長が受入れを適当と認め、当該教員の所属する研究院及び研究科等の代議員会又は専攻長会議で受入承認されたものを対象とする。

(派遣、受入れの手順)

第4条 インターンシップ派遣の手順は次のとおりとする。派遣に係る手続き及び所定の様式は、センター長が別に定める。

- (1) 募集
- (2) 申込み
- (3) マッチング
- (4) 決定通知等
- (5) 研修先への派遣依頼、契約
- (6) 派遣事前教育、研修
- (7) 研修終了報告及び体験報告
- (8) 単位認定

2 海外インターンシップ研修生受入れの手順は次のとおりとする。受入れに係る手続き及び所定の様式は、センター長が別に定める。

- (1) 募集通知
- (2) 代議員会等の受入承認
- (3) 決定通知等

- (4) 在留資格認定証明書交付申請
- (5) 研修終了報告及び体験報告

3 学生が、第1項の手順にかかわらず研修先と直接交渉してインターンシップを決める場合についても、センター長に申込みし、承認を得るものとする。

(単位認定)

第5条 インターンシップ科目の単位認定をする場合は、次に掲げる書類を提出させる。

この場合、事前に「履修届」を提出するものとする。

- (1) インターンシップ計画書
- (2) 研修終了報告
- (3) 研修機関からの研修終了の証明

2 単位の認定は、前項に掲げる書類により指導教員の承認を得て、センター産学連携教育プログラム開発部担当教員が認定する。

(経費支援)

第6条 センターは、インターンシップの派遣又は海外インターンシップ受入れが承認された場合、かかる経費の一部を支援することができる。

- 2 前項の経費支援の取扱いは、センター長が別に定める。
- 3 経費支援額は、センター長が予算額を勘案して別に定める。

(実施報告)

第7条 センター長は、インターンシップの派遣及び海外インターンシップ受入れの状況について評価し、センター管理運営委員会に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、インターンシップの派遣及び受入れに関し必要な事項は、センター管理運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 記

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成24年7月26日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

別表（第1関係）

コース名	講座名	分野名
分子化学	反応制御学	反応有機化学
		有機元素化学
		有機合成化学
	触媒反応学	触媒物質化学
	プロセス工学	化学システム工学
		材料化学工学
		化学反応工学
エネルギー変換システム設計		
物質化学	無機物質化学	構造無機化学
		無機合成化学
		固体反応化学
		ナノセラミックス
		応用材料化学
	先端物質化学	電子材料化学
		界面電子化学
		先端材料化学
生物化学	生命分子化学	生物計測化学
	生物機能化学	高分子機能化学
		分子材料化学
		バイオ分子工学
		ケミカルバイオテクノロジー
	細胞生物工学	応用生物化学
		細胞培養工学
		動物細胞工学

インターンシップ POLICY の申合わせ

(2008 年 11 月 26 日 産学連携教育プログラム開発部会 承認)

1. インターンシップは基本的に「自分の専攻分野に関連する就業体験」である。
2. CEED インターンシップの基本理念は「自分の研究テーマ以外の project への対応能力の涵養、視野と体験の拡大」である。
3. したがって、国内、国外、企業、研究機関を問わず、「北大での研究テーマの一部を、外部の機関で実施するもの」は、CEED のインターンシップ支援の対象にはしない。それは、理念 2 に反するからである。
4. 国内、海外を問わず、インターンシップの研修先は、大学ではなく、企業あるいは公的機関等であることが望ましい。
5. 国内インターンシップの場合、原則として大学でのインターンシップは CEED 支援の対象としない。
6. ただし、他大学で実施される project で、北大での研究の一部として行われるものではなく、それが学生の専攻分野に関する能力向上に寄与すると認められるもので、実働を伴う（講習、講義を受けるだけでなく）ものであれば、インターンシップと認める場合がある。
7. 研究テーマの遂行に必要な技量を、外部機関、全国共同利用施設等で習得するような場合は、インターンシップとは認めない。
8. 外国人留学生の日本国内でのインターンシップにもこれを適用する。
9. 海外インターンシップの場合、大学でのインターンシップでも、異なる project への参加であれば、インターンシップと認める。これは 2 の理念に適うからである。共同研究の提携先の大学であっても「北大での研究テーマの一部を海外で実施するもの」でなければ、これをインターンシップと認め、支援する。
10. しかし、「海外の大学と共同で実施している project に北大から参加する」場合は、CEED インターンシップによる支援はしない。
11. 外国人留学生が、自国の、母校である大学でインターンシップを行う場合は、CEED の支援の対象とはしない。
12. 外国人留学生が、自国の企業でインターンシップを行う場合はこれをインターンシップと認める。自国の、他大学の場合は、インターンシップと認める場合がある。

以上

工学系教育研究センター インターンシップ派遣に係る手続き等の取扱い

(平成 17 年 5 月 26 日工学系教育研究センター長裁定)

(平成 24 年 7 月 26 日工学系教育研究センター管理運営委員会一部改正)

(趣旨)

第 1 この取扱いは、工学系教育研究センター（以下「センター」という。）インターンシップ事業実施要項」第 4 条第 1 項の規定に基づき、インターンシップの派遣に係る手続き及び所定の様式の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

(期間)

第 2 インターンシップ派遣の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) インターンシップ（長期）派遣 研修期間が実働 15 日以上（通算 3 週間以上）
- (2) インターンシップ（短期）派遣 研修期間が実働 5 日以上（通算 1 週間以上）

(参加の心構え及び遵守事項、準備事項)

第 3 インターンシップに参加する者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) インターンシップの目的・意義を理解し、大学院学生として責任をもって参加できる。
- (2) インターンシップ参加に際しては、契約期間の遂行、守秘義務等の遵守など、事前に締結されている契約書等条項を十分理解している。
- (3) 学生教育研究災害傷害保険付帯の学生教育研究賠償責任保険等に加入している。

(募集)

第 4 インターンシップ参加学生の募集は、掲示、通知又は HP による。

(申込み)

第 5 インターンシップに参加を希望する学生は、「参加申込書」に「参加目的レポート」を添付して、センター長に提出する。

2 前項の提出にあたっては、あらかじめ指導教員の下承を得る。

(マッチング)

第 6 センターは、必要に応じて第 5 の申込学生とあらかじめ登録している受入可能企業等とマッチングを行う。

(決定通知等)

第 7 センター長は、第 6 のマッチングの結果、インターンシップの派遣が成立した場合は、当該学生及び指導教員に決定の通知を行うとともに、必要に応じて派遣先企業に派遣依頼及び派遣契約を行う。

(経費支援)

第 8 センターは、第 7 のインターンシップの派遣が決定した当該学生に、かかる経費の一部を支援することができる。

2 前項の経費支援は、実働 20 日以上のインターンシップに対して行うことを原則とする。

(経費支援の額)

第9 経費支援は、研修先への往復交通費分以内を原則とする。

(経費支援申請)

第10 インターンシップに派遣決定された者は、経費支援に係る申請書に必要書類を添付し、指導教員の承認を経て、センター長に提出する。ただし、航空機を利用する場合は、その見積書(日付・便名・氏名・金額のわかるもの)を添付する。

(決定及び通知)

第11 センター長は、第10の申請があった場合、センター産学連携教育プログラム開発部と協議のうえ支援額を決定し、「インターンシップ派遣決定通知及び経費支援決定通知」により申請者に通知する。

(支給)

第12 経理課は、所要の手続きを経て、当該学生から提出のある振込先に当該決定支援額を振り込むものとする。

(事前研修)

第13 センターは、インターンシップの効果をより高めるため、当該学生に事前研修を行う。

(終了及び体験報告)

第14 インターンシップを終了した学生は、終了後10日以内に体験報告書をセンター長に提出する。

2 前項の提出にあたっては、あらかじめ指導教員の下承を得る。

(その他)

第15 この取扱いによりがたい事項が生じた場合は、その都度、センター長と産学連携教育プログラム開発部で協議のうえ取扱うものとする。この場合、センター管理運営委員会に報告するものとする。

附 記

この取扱いは、平成17年5月26日から実施し、平成17年4月1日から適用する。

附 記

この取扱いは、平成24年7月26日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

工学系教育研究センター インターンシップ派遣に係る滞在経費一部支援の取扱い

(平成22年7月20日工学系教育研究センター長裁定)

(趣旨)

第1 この取扱は、「工学系教育研究センター（以下「センター」という。）インターンシップ事業実施要項」に基づき定めている「センターインターンシップ派遣に係る手続き等の取扱い」第8条及び第9条に係る経費支援の上限及び決定の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

(往復交通費分以外の経費支援)

第2 インターンシップに参加を希望する学生において、官公庁などの受入機関から滞在に係る経費支援が無い場合には、予め、当該学生はセンターに滞在経費に係る公的契約資料を提出する。

2 センターは前項の公的契約資料内容の確認を行い、支援の可否の判断を行い当該学生に通知する。

(往復交通費分以外の経費支援の上限)

第3 センターの往復交通費分以外の経費支援の上限は、北海道大学旅費規則（海大達第122号）の日当に基づき、2,200円/日とし、これを超えない範囲で2ヶ月を限度とし一部経費支援をすることができる。

(往復交通費分以外の経費支援の決定等)

第4 当該学生は、かかる滞在経費について安全かつ安価な最低限の宿泊施設使用に関する見積書を取得し、センターに提出する。

2 センターは当該見積書の内容を確認し、支援額を決定する。

(その他)

第5 この取扱いによりがたい事項が生じた場合は、その都度、センター長と産学連携教育プログラム開発部で協議のうえ取扱うものとする。この場合、センター管理運営委員会に報告するものとする。

附 記

この取扱いは、平成22年7月20日から実施する。

北海道大学大学院工学研究院インターンシップ研修生受入に関する申合せ

(平成 22 年 4 月 9 日代議員会決定)

(趣旨)

第 1 条 この申合せは工学研究院における海外インターンシップ研修生受入制度に伴う、研修生の受入手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入手続)

第 2 条 受入教員は、受入予定の研修生と受入における覚書を取り交わし、次の各号に掲げる書類を添えて研究院長に願い出なければならない。

- (1) インターンシップ研修生受入願 (所定様式)
- (2) 履歴書 (所定様式)
- (3) 覚書の写し
- (4) 写真 2 枚
- (5) 在学証明書
- (6) 旅券の写し
- (7) インターンシップ研修生受入計画書

2 研究院長は、研究院代議員会の議を経て受入(期間の延長を含む)を許可するものとする。

(身分)

第 3 条 受入れを許可される者は、外国の大学に所属している正規学生でなければならない。また、工学研究院における身分は、「工学研究院インターンシップ研修生」とする。

(受入期間)

第 4 条 受入期間は、6 ヶ月を越えないものとする。

2 工学研究院インターンシップ研修生が、その研修を継続しようとするときは、事由を付して 6 ヶ月に限り研究院長に延長を願い出ることができる。

(図書室利用等)

第 5 条 工学研究院インターンシップ研修生に対しては工学研究院中央図書室の利用の便宜を図るものとする。

附 記

- 1 この申合せは、平成 22 年 4 月 9 日から実施し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 北海道大学大学院工学研究科インターンシップ研修生受入に関する申合せ(平成 21 年 11 月 6 日開催代議員会決定)は、廃止する。

インターンシップ研修生引き受けの趣旨

(平成20年5月7日工学系教育研究センター長裁定)

工学系研究院及び情報科学研究科におけるインターンシップ研修生引き受け制度は、グローバルな観点で北大の教育機能を果たすためのものであると同時に、「本学学生の能力向上に資すること」を大きな目的としています。具体的には、次のような効果を期待しています。

1. 受け入れ研修生と研究室学生の交流による教育効果

受け入れ研究室の学生の国際コミュニケーション能力、外国人との協同による研究遂行能力の向上、積極性、異文化理解の促進等が期待されます。

2. 外国人学生の我国及び北海道大学への理解促進

これは我が国および北大の教育戦略として重要です。また、将来の北海道大学大学院への進学の可能性を開くことができます。

3. 本学から海外諸機関へのインターンシップ生派遣のための相互義務

IAESTE（国際学生技術研修協会）では、日本から派遣すると同数の海外研修生の受け入れ（北大で確保した企業を含む）が原則です。また大学間では、相互にインターンシップ生の交換を定める場合があります。何れの場合も、北大での受け入れによって、北大から派遣するインターンシップ学生を増やすことができます。

4. 1研究室における年間受入れ支援最大人数

CEED はインターンシップ研修生の滞在費の一部を支援するが予算に限りがあることと、受け入れ研修生と研究室学生の交流による教育効果をより多くの研究室に普及する主旨から、各研究室での受入れ支援人数は最大2名とする。

CEED は上記の観点から経費の支援を行います。受け入れ研究室ではこの趣旨を理解頂き、研究室学生および外国人研修生の双方に有意義で教育効果のある研修期間として頂くようお願い致します。具体的には、担当の学生グループを作り、協同して **project** を遂行させる、ゼミ、コンパなどで英語によるコミュニケーション機会を多く作る、諸行事による相互理解の促進を図る等をご留意頂ければ幸いです。

また、この趣旨から、研修内容が明確でない場合及び研修生を単なる実験補助者として使用するような場合は、受け入れの経費支援を採択しない方針です。

なお、海外インターンシップを経験した学生を中心に、「北大国際インターンシップ学生委員会(SCII)」があり、学生サイドでのインターンシップ生、留学生との交流機会を作っています。これにつきましても、ご理解とご支援を戴きますようお願い致します。

CEED ではインターンシップ期間終了後に、受け入れ教員および研修生双方から報告書を提出頂いています。双方からの報告、意見を参照して、受け入れ支援制度の健全な発展を図って参ります。

附記

この取扱いは、平成20年5月7日から実施し、平成20年4月1日から適用する。

海外インターンシップ研修生受入れに係る優先支援条件について

CEED 産学連携教育プログラム開発部

1. CEED が支援する 1 研究室のインターンシップ研修生受入れ人数は、最大 2 名を原則とする（「受入れの趣旨」参照）。
2. IAESTE の国際インターンシッププログラムによるインターンシップ研修生の人数は、上記人数に含めない。
これは、当プログラムにより派遣した本学学生の人数に見合った人数を受入れる義務が大学にはあるとの考えによる。
なお、この受入人数には、本学が紹介した研究機関・企業等による受入人数を含む。
3. 受入希望人数が多く、CEED の支援予算に支障を来す場合には、当該年度に本学学生を海外へ派遣する予定の研究室、または、前年度までに海外派遣実績のある研究室を優先する。
4. 受入支援申請（人数）が多く、CEED の支援予算に支障を来す場合には、インターンシップ交流協定（または覚書）を締結している大学からの受入れを優先する。

（参考）受入優先支援大学と内容

優先支援大学	受入人数	受入期間
①SNU	数名	通年
②Rice Univ.	数名	通年
③ENSMA	数名	通年
④TANK	数名	通年
⑤Chulalongkorn Univ.	数名	通年
⑥QUT	数名	通年

工学系教育研究センター 海外インターンシップ研修生受入れに係る手続き等の取扱い

(平成17年5月26日工学系教育研究センター長裁定)

(趣旨)

第1 この取扱いは、工学系教育研究センター（以下「センター」という。）インターンシップ事業実施要項」第4条第2項の規定に基づき、海外インターンシップ研修生受入れ（以下「研修生受入」という。）に係る手続き及び所定の様式の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

(受入要件)

第2 研修生受入の交渉、申請は、受入担当の教員（以下「受入教員」という。）が行い、工学研究院にあっては代議員会、情報科学研究科にあっては専攻長会議の受入承認を得る。

(申込み)

第3 受入教員は、研修生受入の希望がある場合、「受入申込書」をセンター長に提出する。

2 前項の提出にあたっては、あらかじめ当該部門長又は専攻長の了承を得る。

(代議員会等の受入承認)

第4 受入教員は、第3の申込みと同時に、所属する研究院の代議員会又は研究科の専攻長会議の承認を得る

2 前項の承認を得るにあたっては、「インターンシップ研修生受入願」、「インターンシップ研修生受入計画書」及び必要書類を、当該研究院長又は研究科長に提出する。

(決定通知等)

第5 センター長は、第4の代議員会等の承認があった場合、受入教員に決定の通知を行う。

(経費支援)

第6 センターは、受入決定された海外インターンシップ研修生（以下「研修生」という。）に対し、かかる滞在費等の一部を支援することができる。

2 支援は原則として、2ヶ月以内の滞在費等分とする。

(経費支援申請)

第7 受入教員は、経費支援に係る申請書に必要書類を添付し、センター長に提出する。

(決定及び通知)

第8 センター長は、第7の申請があった場合、センター産学連携教育プログラム開発部と協議のうえ支援額を決定し、受入教員及び経理課にこの旨通知する。

(経費支給手続き)

第9 受入教員は、第8の通知に基づき、当該研修生に係る経費支援額の支給について、所定の手続きを経る。

(終了及び体験報告)

第10 受入教員は、研修生受入が終了した場合は、当該研修生の体験報告(様式適宜)を添付して終了後10日以内に終了報告をセンター長に提出する。

(その他)

第11 この取扱いによりがたい事項が生じた場合は、その都度、センター長と産学連携教育プログラム開発部で協議のうえ取扱うものとする。この場合、センター管理運営委員会に報告するものとする。

附 記

この取扱いは、平成17年5月26日から実施し、平成17年4月1日から適用する。

北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センターにおける eラーニングコンテンツに関する著作権等の取扱い内規

(平成 24 年 3 月 5 日制定)

(趣旨)

第 1 条 北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センター（以下「センター」という。）において作成する eラーニングコンテンツの著作権等の取扱いについては、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この内規において「eラーニングコンテンツ」とは、北海道大学（以下「本学」という。）の教員が行う講義を、第 4 条第 1 項の規定によりセンターが著作者（eラーニングコンテンツ作成の対象となる講義を担当する本学の教員をいう。以下同じ。）の許諾を得て撮影し、当該撮影した内容を編集した動画、写真、音声、テキスト形式等のデータを含む教材をいう。

(管理者)

第 3 条 センターに、eラーニングコンテンツを一元的に管理する者（以下「管理者」という。）を置き、センターの eラーニングシステム開発部運営責任者をもって充てる。

(許諾)

第 4 条 センターは、著作者に eラーニングコンテンツの作成及び使用を申し出て、当該著作者の許諾を得た場合には、次に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 講義の撮影並びに撮影した内容及び講義で配布した資料の編集
- (2) 講義の内容及び講義で配布した資料の翻訳
- (3) eラーニングコンテンツの配信
- (4) バックアップを目的とした CD-ROM, DVD-ROM, フラッシュメモリ等の電磁的記憶媒体への eラーニングコンテンツの複製
- (5) eラーニングコンテンツの学生等への視聴及び学修履歴の取得の許可
- (6) その他著作者及びセンターの双方が eラーニングコンテンツの作成及び使用に必要と認めた事項

2 前項第 1 号の編集は、次条に規定する著作者の校正に基づく編集に限る。ただし、eラーニングコンテンツの全部又は一部が第三者の著作権、肖像権等を侵害しているおそれがあると管理者が判断した場合には、著作者の同意を得ることなく必要な範囲で編集を行うことができる。

3 第 1 項の許諾を行うに当たって、著作者と管理者は、別に定める eラーニングコンテンツの作成及び使用に関する確認書を作成するものとする。

(校正)

第 5 条 センターは、eラーニングコンテンツを作成するに当たっては、著作者の校正を受けるものとする。

2 前項の規定により校正を行う著作者は、自己の eラーニングコンテンツが第三者の著作権、肖像権等を侵害しないよう適切に校正を行わなければならない。

3 著作者は、校正を行った後に、自己の eラーニングコンテンツが第三者の著作権、肖像権等を侵害するおそれがあると認めたときは、速やかに管理者に報告しなければならない。

4 前項の報告があった場合には、センターと著作者は相互の協力の下、当該第三者から利用許諾を得る、eラーニングコンテンツの該当部分を削除する等の適切な措置を講じるものとする。

(期間)

第 6 条 第 4 条第 1 項に定める許諾期間は原則として無期限とする。ただし、同条同項第 5 号に規定する学修

履歴の取得の許可に係る許諾期間については、著作者が本学に在職する期間とし、著作者が退職した日をもって、許諾期間が終了するものとする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、著作者が一定の許諾期間を定めることを希望する場合には、別紙様式により管理者に申し出ることにより、許諾期間を定めることができるものとする。
- 3 第1項ただし書きの規定にかかわらず、著作者が退職した後、当該著作者の後任の講義担当者が、当該著作者のeラーニングコンテンツの学生等への学修履歴の取得を希望し、かつ当該著作者の同意を得た場合には、別紙様式により管理者に申し出ることにより、当該著作者の退職後も引き続き学修履歴の取得を許可できるものとする。

(視聴及び学修履歴の取得)

第7条 第4条第1項第5号の規定に基づきセンターがeラーニングコンテンツの視聴を許可することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の学部学生、大学院学生、聴講生、科目等履修生、研究生及びインターンシップ研修生
 - (2) 本学と学術交流協定を締結した大学（外国の大学を含む。）の学生
 - (3) その他著作者とセンターの双方が、eラーニングコンテンツを視聴させることが適当と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、著作者が視聴者の範囲を制限したい場合には、別紙様式により管理者に申し出ることにより、視聴者の範囲を制限することができる。
 - 3 第4条第1項第5号の規定に基づき、センターが学修履歴の取得を許可することができる者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 本学の社会人大学院学生、科目等履修生及び特別聴講学生
 - (2) 本学大学院工学院及び情報科学研究科の学生（前号に掲げる者を除く。）のうち、通常の授業に出席困難な特別な事情があると指導教員及び科目担当教員が認めたもの
 - 4 視聴及び学修履歴の取得の許可の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(著作権侵害等に対する措置)

第8条 eラーニングコンテンツに関する著作権侵害等による訴訟等が発生した場合には、センターは著作者に対し事務的な支援を行い、協力してこれに対処するものとする。

(個人情報)

第9条 著作者又はセンターがeラーニングコンテンツの作成において取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、国立大学法人北海道大学個人情報管理規程（平成17年海大達第65号）その他の関連法規に基づき適正に取り扱わなければならない。

(移転)

第10条 著作者は、自己が行った講義にかかる著作権が第三者に移転する場合には、この内規に規定する自己の権利及び義務を当該第三者に承継させなければならない。

(事務)

第11条 eラーニングコンテンツの著作権等の取扱いに関する事務は、教務課工学系教育研究センター事務室において処理する。

(その他)

第12条 この内規に定めるもののほか、eラーニングコンテンツの著作権等の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成24年3月5日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年10月1日から施行する。

平成 年 月 日

管 理 者 殿

著 作 者

氏名 _____ 印

（自筆の場合は押印不要）

申出者（著作者と同一の場合は記載不要）

氏名 _____ 印

（自筆の場合は押印不要）

- eラーニングコンテンツに関する
1. 許諾期間設定
 2. 許諾期間延長 申出書
 3. 視聴者の範囲変更

北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センターにおけるeラーニングコンテンツに関する著作権等の取扱い内規（ 1. 第6条第2項 2. 第6条第3項 3. 第7条第2項 ）の規定に基づき，下記の通り申し出ます。

記

※申し出る項目番号に丸を付けてください。（下線部は記載例です。）

1. 現在，第6条第1項の規定により無期限として取り扱われている許諾期間を，（ 〇〇年〇〇月〇〇日まで ）に変更願います。
2. 著作者の退職により許諾期間が終了している学修履歴の取得の許可について，（許諾期間を定めない旨）著作者の同意を得ましたので，許諾期間を延長願います。
3. 視聴者の範囲について（ 第7条第1項第2号における外国語圏の学生を除いていただくよう ）変更願います。（理由：専門性に特化しており特別な英訳をしなければ内容が適切に伝わらないと考えられるため）

e ラーニングコンテンツの作成及び使用に関する確認書

北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センター（以下「センター」という。）の講義模様の e ラーニングコンテンツ（以下、コンテンツ）化について、北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センターにおける e ラーニングコンテンツに関する著作権等の取扱い内規（以下、内規）第 4 条第 3 項の規定により、内規に定める事項で特に重要な下記の事項について確認します。（用語の定義については、同内規に定めるものを引用します。）

確認事項 1 センターによるコンテンツの使用について（内規第 4 条）

- ① 講義中の写真撮影・録音・録画をお認めいただきます。また、それらにより得られたデータ、および配付資料を、著作者の同意に基づき編集し、コンテンツを作成することをお認めいただきます。
- ② 講義の発言内容をテキスト化し、専門家による翻訳もしくは翻訳アプリケーションによる翻訳を介してコンテンツを作成することをお認めいただきます。
- ③ コンテンツの、インターネットによる配信をお認めいただきます。
- ④ バックアップを目的とした CD-ROM, DVD-ROM, フラッシュメモリ 等記憶媒体へのコンテンツの複製をお認めいただきます。
- ⑤ コンテンツの全部又は一部が第三者の著作権、肖像権を侵害しているおそれがあると管理者が判断した場合に、著作者に連絡を取ることが出来ない等やむを得ない事情がある場合、著作者の同意を得ることなく編集することをお認めいただきます。

確認事項 2 著作者による校正（内規第 5 条第 1 項および第 2 項）

センターは、コンテンツの作成に当たっては、著作者の校正を受けるものとします。この校正においては、コンテンツが第三者の著作権、肖像権を無断で侵害しないよう適切に校正しなければなりません。

確認事項 3 校正後における報告（内規第 5 条第 3 項および第 4 項）

著作者が、コンテンツの校正後に、第三者の著作権、肖像権を無断で侵害するおそれがある箇所があると判断した場合は、直ちに管理者に報告し、センターと著作者が相互協力して、当該部分の削除や当該第三者から利用許諾を得る等の適切な措置を講じなければなりません。

なお、この場合における相互協力とは、センターが保有する資源を活用しての編集作業についてはセンターが行うこととします。第三者から利用許諾を得るための手続きについては、著作者の思想・感情を完全に伝達出来ないことによるトラブル等を避けるため著作者が主体となって行うこととし、センターは著作者に対し、手続きに係る著作権法上の各種情報提供等を行います。

確認事項 4 コンテンツ使用の許諾期間および対象（内規第 6 条第 1 項および第 2 項、第 7 条）

コンテンツは、原則として本学学生や学术交流協定を締結した大学（海外大学を含む）における学生で、且つセンターによる所定の手続きを経て利用を許可された者に対して視聴が可能なものとし、この期間は無期限とします。

特に本学社会人大学院学生、科目等履修生、特別聴講学生、及びこれらを除いた本学大学院工学院及び情報科学研究科の学生のうち、通常の授業に出席困難な特別な事情があると指導教員及び科目担当教員が認めた者については、コンテンツの視聴による学修履歴の取得が可能なものとし、この取り扱いは著作者が本学に在職中であるコンテンツのみとします。

なお著作者はこれらの指定について、管理者へ申し出ることによって随時変更出来るものとします。

確認事項5 コンテンツ使用の特例（内規第6条第3項）

学修履歴の取得が可能な科目で、著作者の退職等により視聴のみが可能となったコンテンツについて、当該科目の後任講義担当者等が、当該コンテンツを活用して学修履歴の取得が可能となるよう希望した場合には、利用方法を変更することが出来ます。ただし、著作者の許可を得た上で管理者に申し出なければなりません。

確認事項6 著作権侵害による訴訟等に対する措置（内規第8条）

コンテンツに関する著作権侵害による訴訟等が発生した場合、センターは著作者に対し事務的な支援を行い、協力してこれに対処するものとします。

確認事項7 著作権移転の際のセンターによるコンテンツ使用の保証（内規第10条）

著作者は、自己の講義にかかる著作権が第三者に移転する場合には、この内規に規定する自己の権利及び義務を、当該第三者に承継させなければなりません。

この事項が意味するものは、著作者が講義にかかる著作権を第三者に譲渡等することは可能ですが、センターには引き続き内規に定める使用が可能な条件でなければならないということです。なお、著作者が死亡し、著作権が自動的に遺族に相続された場合においても同様となります。

本確認書は、著作者が署名し管理者が押印の上、著作者と管理者が各一部を保管するものとする。

_____年____月____日

授業科目名

著作者 署名

管理者 押印欄

--

eラーニングコンテンツの作成及び使用に関する確認書

北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センター（以下「センター」という。）の講義模様のeラーニングコンテンツ（以下、コンテンツ）化について、北海道大学大学院工学研究院工学系教育研究センターにおけるeラーニングコンテンツに関する著作権等の取扱い内規（以下、内規）第4条第3項の規定により、内規に定める事項で特に重要な下記の事項について確認します。（用語の定義については、同内規に定めるものを引用します。）

確認事項1 センターによるコンテンツの使用について（内規第4条）

- ① 講義中の写真撮影・録音・録画をお認めいただきます。また、それらにより得られたデータ、および配付資料を、著作者の同意に基づき編集し、コンテンツを作成することをお認めいただきます。
- ② 講義の発言内容をテキスト化し、専門家による翻訳もしくは翻訳アプリケーションによる翻訳を介してコンテンツを作成することをお認めいただきます。
- ③ コンテンツの、インターネットによる配信をお認めいただきます。
- ④ バックアップを目的としたCD-ROM、DVD-ROM、フラッシュメモリ等記憶媒体へのコンテンツの複製をお認めいただきます。
- ⑤ コンテンツの全部又は一部が第三者の著作権、肖像権を侵害しているおそれがあると管理者が判断した場合に、著作者に連絡を取ることが出来ない等やむを得ない事情がある場合、著作者の同意を得ることなく編集することをお認めいただきます。

確認事項2 著作者による校正（内規第5条第1項および第2項）

センターは、コンテンツの作成に当たっては、著作者の校正を受けるものとします。この校正においては、コンテンツが第三者の著作権、肖像権を無断で侵害しないよう適切に校正しなければなりません。

確認事項3 校正後における報告（内規第5条第3項および第4項）

著作者が、コンテンツの校正後に、第三者の著作権、肖像権を無断で侵害するおそれがある箇所があると判断した場合は、直ちに管理者に報告し、センターと著作者が相互協力して、当該部分の削除や当該第三者から利用許諾を得る等の適切な措置を講じなければなりません。

なお、この場合における相互協力とは、センターが保有する資源を活用しての編集作業についてはセンターが行うこととします。第三者から利用許諾を得るための手続きについては、著作者の思想・感情を完全に伝達出来ないことによるトラブル等を避けるため著作者が主体となって行うこととし、センターは著作者に対し、手続きに係る著作権法上の各種情報提供等を行います。

確認事項4 コンテンツ使用の許諾期間および対象（内規第6条第1項および第2項、第7条）

コンテンツは、原則として本学学生や学術交流協定を締結した大学（海外大学を含む）における学生で、且つセンターによる所定の手続きを経て利用を許可された者に対して視聴が可能なものとし、この期間は無期限とします。

特に本学社会人大学院学生、科目等履修生、特別聴講学生、及びこれらを除いた本学大学院工学院及び情報科学研究科の学生のうち、通常の授業に出席困難な特別な事情があると指導教員及び科目担当教員が認めた者については、コンテンツの視聴による学修履歴の取得が可能なものとし、この取り扱いは著作者が本学に在職中であるコンテンツのみとします。

なお著作者はこれらの指定について、管理者へ申し出ることによって随時変更出来るものとします。

確認事項5 コンテンツ使用の特例（内規第6条第3項）

学修履歴の取得が可能な科目で、著作者の退職等により視聴のみが可能となったコンテンツについて、当該科目の後任講義担当者等が、当該コンテンツを活用して学修履歴の取得が可能となるよう希望した場合には、利用方法を変更することが出来ます。ただし、著作者の許可を得た上で管理者に申し出なければなりません。

確認事項6 著作権侵害による訴訟等に対する措置（内規第8条）

コンテンツに関する著作権侵害による訴訟等が発生した場合、センターは著作者に対し事務的な支援を行い、協力してこれに対処するものとします。

確認事項7 著作権移転の際のセンターによるコンテンツ使用の保証（内規第10条）

著作者は、自己の講義にかかる著作権が第三者に移転する場合には、この内規に規定する自己の権利及び義務を、当該第三者に承継させなければなりません。

この事項が意味するものは、著作者が講義にかかる著作権を第三者に譲渡等することは可能ですが、センターには引き続き内規に定める使用が可能な条件でなければならないということです。なお、著作者が死亡し、著作権が自動的に遺族に相続された場合においても同様となります。

本確認書は、著作者が署名し管理者が押印の上、著作者と管理者が各一部を保管するものとする。

_____年____月____日

授業科目名

著作者 署名

管理者 押印欄

--

《国際性啓発教育プログラム開発部 資料》

1. 「実践科学技術英語」講義

資料 2-1 実践科学技術英語受講案内

資料 2-2 実践科学技術英語ポスター

2. Brush-Up 英語講座

資料 2-3 前期 Brush-Up 英語講座受講案内

資料 2-4 前期 Brush-Up 英語講座ポスター

資料 2-5 前期 Brush-Up 英語講座 IAY・SEA ポスター

資料 2-6 後期 Brush-Up 英語講座受講案内

資料 2-7 後期 Brush-Up 英語講座ポスター

資料 2-8 後期 Brush-Up 英語講座 IAY・SEA ポスター

3. 学生発案型国際活動プログラム

資料 2-9 学生発案型国際活動プログラム募集案内

資料 2-10 学生発案型国際活動プログラム募集ポスター

資料 2-11 学生発案型国際活動プログラム報告書



実践科学技術英語 ～受講案内～

平成 24 年 3 月

平成 24 年度第 1 学期開講

工学院共通科目：講義 2 単位（集中講義形式）

<講義目標>

英語による科学技術論文の書き方、英語による口頭発表のための能力の向上を図り、学会や国際会議における英語論文の提出や説得力あるプレゼンテーション手法の獲得を目指す。

<授業計画>

・集中講義(第 1 回)「科学技術英語論文の書き方」 4 月 2 1 日(土) (10:00~16:00: 情報科学研究科棟 A 2 1 講義室) 芝浦工業大学: 山崎敦子教授による講義。英語論文の構成、パラグラフの構成、英語論文の各項目について、論文で用いる表現や文法項目、明確な英語論文を書くテクニック等について学ぶ。授業内で演習を行う。

・集中講義(第 2 回)「英語論文の推敲と英語口頭発表の仕方」 5 月 2 6 日(土) (10:00~16:00: 情報科学研究科棟 A 2 1 講義室) 芝浦工業大学: 山崎敦子教授による講義。第 1 回で学んだ項目を基に、自身の論文をより良くする方策を学ぶ。また、英語口頭発表の構成、効果的なスライド、分かりやすい英語表現、口頭発表の決まり文句、質疑応答等について学ぶ。授業内で演習を行う。これを踏まえレポートの提出を求める。(詳細は講義で発表される。)

・プレゼンテーション集中演習(第 1 回)※ (土曜日に集中演習)

各受講者が英語によるプレゼンテーションを実施。クリアな発表方法、論理的な流れ・内容構成、聴衆の注意を引く技術、有益な表現法等をプレゼンテーションの実践を通じて取得する。

・プレゼンテーション集中演習(第 2 回)※ (土曜日に集中演習)

第 1 回プレゼンテーション演習を踏まえて、再度、各受講者が英語によるプレゼンテーションを実施。説得力のある効果的なプレゼンテーション手法を獲得する。

※プレゼンテーション集中演習は、7 名程度の少人数クラスを編成(最大 7 クラス)。

外部英語研修機関の講師(ネイティブ・スピーカー)によるプレゼンテーション演習(全て英語)を実施。

※6 月~7 月の連続する土曜日に集中演習を 2 回行う(*講義スケジュール参照)。

<受講条件>

- ①受講者の選抜・クラス分けのために英語力試験を実施する。
- ②プレゼンテーション集中演習のクラス数に制限があるため、50 人程度以内に受講者数を制限する。
- ③工学院・情報科学研究科及び総合化学院(工学研究所属の教員が指導する学生)の博士後期課程在籍者を優先的に選抜する。
- ④上記の通り、集中講義終了後、受講者はレポートを提出すること。

尚、集中講義・集中演習(計 4 回)のうち一度でも欠席をした場合、単位は認定されません。

平成24年度「実践科学技術英語」講義スケジュール

4月 6日 (金) オリエンテーション (場所: B11講義室、時間: 16:45~)

4月10日 (火) 受講申請書提出〆切、12:00 (正午)

4月12日 (木) 英語力試験の実施 (場所: B31講義室、時間: 16:45~)

4月17日 (火) 受講者の選定、合格発表

4月21日 (土) 第1回集中講義 (山崎非常勤講師) 「科学技術英語論文の書き方」
(場所: 情報科学研究科棟・A-21講義室、時間: 10:00~16:00)

4月下旬 プレゼンテーション集中演習クラス分け、発表

5月26日(土) 第2回集中講義 (山崎非常勤講師) 「英語口頭発表の仕方」
(場所: 情報科学研究科棟・A-21講義室、時間: 10:00~16:00)

6月9日 (土) ~ 7月28日 (土) 毎週土曜日に、集中演習を開講。

*プレゼンテーション集中演習 クラス別日程 (9:00~17:00)

- A. クラス1・2 : 6月9日(土)&6月16日(土)
- B. クラス3・4 : 6月23日(土)&6月30日(土)
- C. クラス5・6 : 7月7日(土)&7月14日(土)
- D. クラス7 : 7月21日(土)&7月28日(土)

<その他>

4月21日及び5月26日に行われる集中講義のみを聴講することも認めます。ただし、その場合は、単位は認定されません。*聴講希望者は、必ず4月10日(火)の12:00(正午)までにCEED事務室に「受講・聴講申請書」を提出して下さい。

外部講師等

「集中講義」講師: 山崎敦子非常勤講師

「プレゼンテーション集中演習」実施機関: クディラアンドアソシエイト(株)

担当教員

工学系教育研究センター 小川 壮教授 (内線 6908)

連絡先

工学系教育研究センター(CEED)事務室 L棟200号室

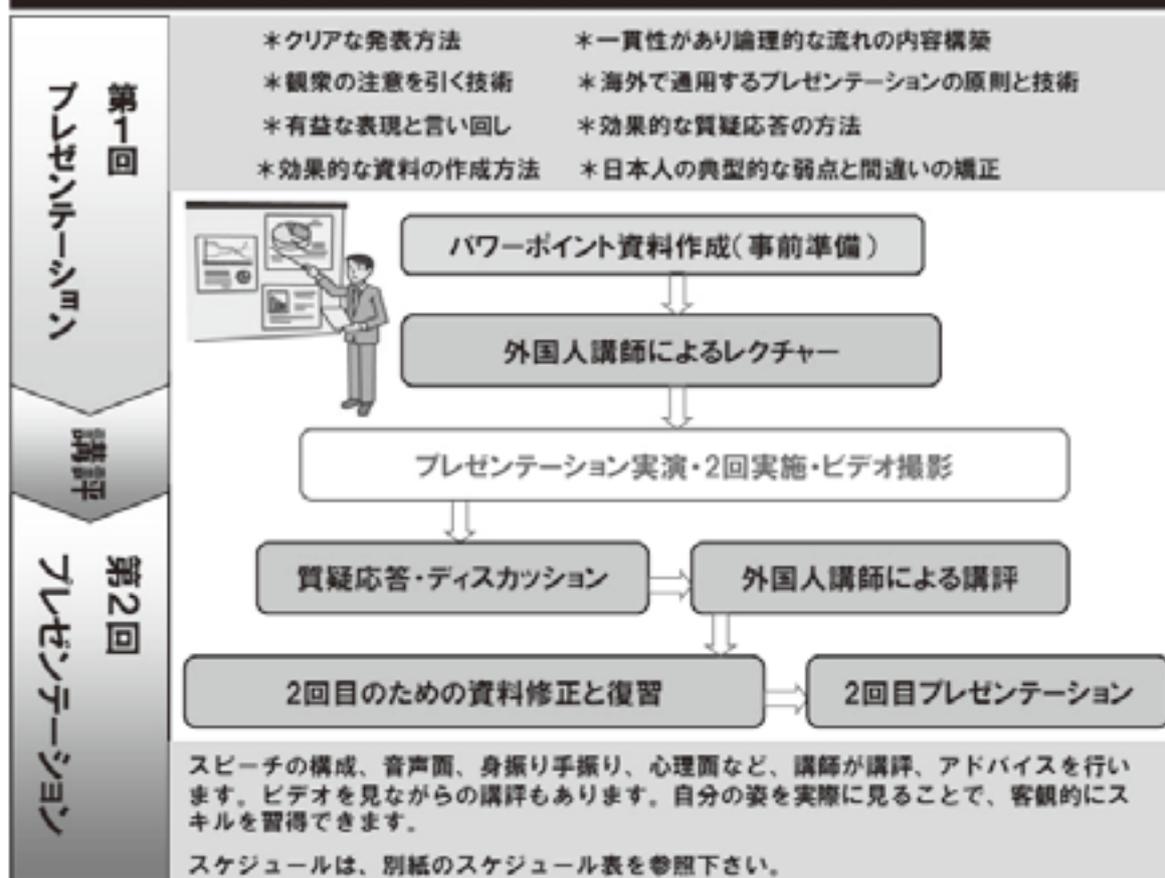
TEL: 011-706-7163 E-mail: ceed-int@eng.hokudai.ac.jp

URL: <http://www.ceed.eng.hokudai.ac.jp/>

～2012年・実践科学技術英語～
英語によるプレゼンテーション演習

国際社会で成功するためには、どんなコミュニケーション能力が必要なのか？秘策の一つが「英語によるプレゼンテーションスキル」です。日本語で言う「発表」とは異なるスキルです。プレゼンテーションは内容を論理的にプラン構築し、明瞭に、説得力を持たせることが必要です。また、プレゼンテーションをする側には、聴衆に内容を理解してもらう責任もあります。さらに、プレゼンテーション自体はうまく行っても、質疑応答が待ち受けています。この一連の技術は、練習することで誰でも身につけることができます。この技術を効率的に練習し、身につける機会を、皆様にご提供いたします。グローバル社会では、このスキルの有無で、雲泥の差が出ます。是非この機会を逃さずに挑戦してください。

2日間の集中的な実践演習によるグローバル力の体得！



English Skills Development Program

Business Presentations in English

(英語によるプレゼンテーション)

Schooling

First day (Sat)	
Principles of Organization and Delivery	
9:00-9:10	Orientation
9:10-10:00	Preparing the Presentation: - Central Theme and Outline (Guidelines; Exercise)
10:00-10:50	Delivering the Presentation: - Platform Presence - Delivery (Voice) Techniques - Opening, Closing, and Transitions (Guidelines; Demonstration)
Rough Presentations—Practice and Feedback	
10:50-12:00	Workshop: - Student Presentations 1-2 (Videotaped) - Replay & Analysis; Coaching & Retakes
12:00-13:00	Lunch
13:00-16:30	Workshop: - Student Presentations 3-7 (Videotaped) - Replay & Analysis; Coaching & Retakes
16:30-17:00	Preparing Visual Aids: - Design Principles - PowerPoint (Guidelines; Demonstration)
Second Day (Sat)	
9:00-9:30	Handling Questions: - Strategies - Examples (Guidelines; Demonstration)
Smooth Presentations—Practice and Feedback	
9:30-12:00	Workshop: - Student Presentations 1-3 (Videotaped) - Replay; Comparison; Coaching & Retakes
12:00-13:00	Lunch
13:00-16:55	Workshop: - Student Presentations 4-7 (Videotaped) - Replay; Comparison; Coaching & Retakes
16:55-17:00	Wrap-up

平成24年度 「実践科学技術英語」



英語論文作成と英語プレゼンテーション能力の向上を目指します。

集中講義（全2回：土曜日に集中講義）

山崎敦子講師（芝浦工業大学教授）による“わかってもらえる論文英語”の発想で、英語論文の構成や書き方、テクニック等について学ぶ。

- ① 科学技術論文の書き方 4月21日(土)
- ② 英語論文の推敲と英語口頭発表の仕方 5月26日(土)



プレゼンテーション集中演習（全2回：土曜日に集中演習）

クリアな発表方法、論理的な流れ・内容構成、有益な表現方法等をプレゼンテーションの実践を通じて取得する。

- ・7人程度の少人数クラスを編成。
- ・外国人講師による英語プレゼンテーションの実践演習（日程は受講案内を参照）

オリエンテーション	4月 6日(金)	16:45～(B11 講義室)
受講申請〆切	4月10日(火)	12:00(正午)
英語力試験	4月12日(木)	16:45～(B31 講義室)

- 受講要件**
- ・工学院、情報科学研究科及び総合化学院(工学研究所属の教員が指導する学生)の学生が対象
* 博士後期課程在籍者を優先
 - ・受講者の選抜、クラス分けのための英語力試験を実施

詳細は (<http://www.ceed.eng.hokudai.ac.jp/>) CEED事務室 (L200) 電話：706-7163 まで



CEED補助事業 「Brush-Up 英語講座」 ～受講案内～

平成 24 年 3 月

目的

学部 3 年生・4 年生、大学院学生の英語による基盤的なコミュニケーション能力の向上を図るとともに、獲得した英語力を生かして、国際性啓発教育プログラム等への積極的な参加を促す。

CEEDによる補助

受講の際、1 人につき 1 万円を CEED が補助する。

講座の内容

下記の外部英語研修機関による少人数のレベル別の英語クラスを開設。

- ・ I A Y (英会話コース)
各コースともに、受講料 35,000 円。学生負担は 25,000 円 (教科書代金は別)。
- ・ S E A 国際教育研究所 (TOEFL コース)
受講料 60,000 円。学生負担は 50,000 円 (教科書代金を含む)。

受講条件

- ① 学部 3 年生・4 年生、工学院、情報科学研究科及び総合化学院 (工学研究所属の教員が指導する学生) の大学院生を対象とする。(以前同講座に参加した学生も受講可)
- ② 受講者の選抜とクラス分けのためのレベルチェック・スクリーニング試験を実施する。
本試験では、基礎的な英語力の有無を基準として受講者を選定する。
- ③ 受講者は「CEED 国際交流活動プログラム」に応募・参加することが求められる。

受講人数・クラスの設定

- ① 1 クラスは原則として 7 人～10 人でレベル別に構成 (I A Y : 英会話コース)。
- ② 1 クラスの人数が 6 人未満となる場合には、そのクラスを開設しない場合がある。
- ③ TOEFL コース (S E A) は 1 クラス、最大 12 名で構成予定。

クラス開催日時・場所

5 月～7 月までの間、8～15 回 (1～2 回/週) のクラスを学内で開催する。

* I A Y は各コース 90 分・週 2 回 (全 15 回) + I A Y 大通校フリーレッスン 12 回)。

* S E A 国際教育研究所は 200 分・週 1 回 (全 8 回)、4 月 6 日のオリエンテーション終了後に、無料の模擬授業を行う。

平日の夕方など、受講しやすい時間帯にクラスを設定する。別紙スケジュール参照。

受講手続き (重要)

受講申請書を記載のうえ、4 月 16 日正午までに CEED へ直接持参し提出 (メールでは受付ません)。

英会話コース希望者は、レベルチェック個別インタビュー試験を受験し、選考の結果、受講の可否を本人宛に連絡するものとする。レベルチェック個別インタビュー試験の日程は、CEED 事務室へ受講申請書を持参した際に詳細を決めるものとする。各コースの詳細は次ページに記載。

- ・オリエンテーション 4 月 6 日 (金) 16:45～ (B11 講義室)
- ・受講申請提出〆切 4 月 16 日 (月) 正午までに受講申請書を CEED へ直接持参し提出

* レベルチェック・スクリーニング試験 *

< I A Y >

◆レベルチェックとは（その目的）：

ネイティブ講師と英語による10分間の個別インタビュー（レベルチェック）を行います。これにより、受講予定者の「英会話」のレベルを把握し、それに伴いクラス分けを実施します。

◆レベルチェックの予約について：

- 下記の日程で個別のレベルチェックを行います。
- 希望者は直接CEED事務室へ受講申請書を持参し、その際にレベルチェック試験日の日時を確定します。

・ 4月23日(月) & 4月24日(火) 17:00~20:30 の間で各10分間

- 全てL200講義室にて実施します。
- インタビューの予定時間は数分~数十分前後されることが予想されるので、前後の時間に余裕を持って参加されるようお願い致します。
- 予約は先着順です。
- 予約の締め切りは、「受講申請書提出日4月16日正午」です。これを過ぎての予約は受け付けられませんのでご注意ください。(受講申請書を直接CEED事務室へ持参し、その際に自分の希望するインタビュー試験の日時を申し込み、決定します。)

◆昨年度 IAY の Brush-Up 英語：英会話コースを受講された方

・ 前期も再度受講される方は、前期の評価結果を今回のクラス分けの参考にしますので、今回のレベルチェックを受けられる必要はありません。

◆テキストについて

・ 『ICON 2』(アイコン 2) を使用。実践に役立つイディオムをピックアップしており、会話力を更にアップさせるのに適した教材です。また、レビューユニットが充実し、文法・会話とも復習しやすくなっています。

< S E A >

◆SEA国際教育研究所にて、下記の日程・時間帯で模擬TOEFL試験を実施します。

4月23日(月) SEA国際教育研究所にて17:00~21:00

平成24年度「前期 Brush-Up 英語講座」スケジュール

- 4月 6日 (金) オリエンテーション 16:45～ (場所: B11 講義室)
- 4月16日 (月) 受講申請書提出〆切 12:00 (正午)
- 4月23日 (月) & 4月24日 (火) IAY レベルチェック個別インタビュー試験
17:00～20:30 (場所: L200 演習室)
- 4月23日 (月) SEA レベルチェック模擬 TOEFL 試験 (場所: SEA 国際教育研究所)
17:00～21:00
- 4月27日 (金) TOEFL コース: 受講者の選定 by SEA
- 5月 9日 (水) 英会話コース: 受講者の選定&クラス分けの決定 (メールにて通知) by IAY
- 4月27日 (金) ～5月15日 (火) 合格者は、IAY/SEA からの通知メールに沿って銀行振込にて受講料等を送金
- 5月28日 (月) ～7月27日 (金) 「Brush-Up 英語講座」の開始 (計8～15回)
- 7月30日 (月) TOEFL コース終了後の SEA レベルチェック模擬 TOEFL 試験 (場所: SEA 国際教育研究所) 17:00～21:00

担当教員: 工学系教育研究センター 小川 壮 教授 (内線 6908)

連絡先

工学系教育研究センター (CEED) 事務室 L棟200号室
TEL: 011-706-7163 E-mail: ceed-int@eng.hokudai.ac.jp
URL: <http://www.ceed.eng.hokudai.ac.jp/>

2012年5&6月

《Brush-Up 英語講座スケジュール予定表》

* 英会話（月・水）①②16:45-18:15 ③④18:30-20:00 全15回+フリーレッスン12回
 （火・木）⑤⑥16:45-18:15 ⑦⑧18:30-20:00 全15回+フリーレッスン12回

* TOEFL コース(金) 16:50-20:30 全8回

2012年5&6月 Brush-Up 英語講座スケジュール						
月	火	水	木	金	土	日
5/28 英会話①②③④ -1	29 英会話⑤⑥⑦⑧ -1	30 英会話①②③④ -2 TOEFL コース1	31 英会話⑤⑥⑦⑧ -2	6/1 TOEFL 1	2	3
4 英会話①②③④ -3	5 英会話⑤⑥⑦⑧ -3	6 英会話①②③④ -4	7 英会話⑤⑥⑦⑧ -4	8 大学祭	9	10
11 英会話①②③④ -5	12 英会話⑤⑥⑦⑧ -5	13 英会話①②③④ -6	14 英会話⑤⑥⑦⑧ -6	15 TOEFL 2	16	17
18 英会話①②③④ -7	19 英会話⑤⑥⑦⑧ -7	20 英会話①②③④ -8	21 英会話⑤⑥⑦⑧ -8	22 TOEFL 3	23	24
25 英会話①②③④ -9	26 英会話⑤⑥⑦⑧ -9	27 英会話①②③④ -10	28 英会話⑤⑥⑦⑧ -10	29 TOEFL 4	30	7/1

2012年7月

《Brush-Up 英語講座スケジュール予定表》

* 英会話（月・水）①②16:45-18:15 ③④18:30-20:00 全15回+フリーレッスン12回
 （火・木）⑤⑥16:45-18:15 ⑦⑧18:30-20:00 全15回+フリーレッスン12回

* TOEFL コース(金) 16:50-20:30 全8回

2012年7月 Brush-Up 英語講座スケジュール

月	火	水	木	金	土	日
7/2 英会話①②③④ -11	3 英会話⑤⑥⑦⑧ -11	4 英会話①②③④ -12	5 英会話⑤⑥⑦⑧ -12	6 TOEFL 5	7	8
9 英会話①②③④ -13	10 英会話⑤⑥⑦⑧ -13	11 英会話①②③④ -14	12 英会話⑤⑥⑦⑧ -14	13 TOEFL 6	14	15
16	17 英会話⑤⑥⑦⑧ -15 最終日	18 英会話①②③④ -15 最終日	19	20 TOEFL 7	21	22
23	24	25	26	27 TOEFL 7 最終日	28	29
30	31					

前期「Brush-Up英語講座」受講者募集!

英語のコミュニケーション能力 UP、
TOEFL のスコア UP を図ります!

- ・少人数(7人~10人)の英語クラス
- ・前期(5月~7月)8~15回(1~2回/週)



学内開催!

CEEDが受講料を1万円分負担!

実施機関・各コース

1. IAY (英会話コース①②③④⑤⑥⑦⑧ (最大8クラスまで))

特徴: レベル別英会話コース設定。学内講義の他に大通校でフリーレッスン12回分を特別サービス

受講料: 各コース 35,000円 (学生負担は25,000円+資料代金)

講義回数: 各コース 90分×15回、+ IAYでのフリーレッスン12回付き *詳細は受講案内を参照してください。

2. SEA 国際研究所 (TOEFLコース (最大12名/1クラス))

特徴: 海外留学とTOEFLに実績あり。本気で留学・インターンシップを目指す人のコースです。

受講料: 60,000円 (学生負担は50,000円(参考書代金込))

講義回数: 200分×8回



前年度TOEFLコースを受けられた方の感想:「宿題がとても大変だったけど、大変だった分、力も伸びたと実感しています。この講座で学んだ知識や技術、能力は英語を使う場面のみならず、普段の学生生活にもとても役立つものでした。ション先生、どうもありがとうございました。」(M1、男)

計2コース!各コースともに、

オリエンテーション: 4月6日(金) 16:45~(B11講義室) 終了後にTOEFLコースの無料模擬レッスン実施

受講申請〆切: 4月16日(月) 正午12:00まで

レベルチェック・スクリーニング試験:

英会話コース (L200講義室) 4月23日(月) & 4月24日(火)

*両日共に17:00~20:30の間、ネイティブ講師による10分間の個別インタビューを実施します。

TOEFLコース(SEAにて受験) 4月23日(月) 17:00~21:00

*工学部3・4年生、工学院、情報科学研究科及び総合化学院(工学研究院所属の教員が指導する学生)の大学院生が対象です。

*CEEDの補助は一人につき1万円までです。前年度受講者も引き続き、受講可能!

*受講者はCEED 国際関係プログラム等への積極的参加と報告が求められます。

詳しくは、受講案内資料(CEED事務室などにあります)または(<http://www.ceed.eng.hokudai.ac.jp/>)まで

CEED 補助事業 平成 24 年度 前期開催

Brush-Up 英語講座 (IAY)

話すことを目的としたオリジナルの英会話コースです。全 15 回で英会話における流ちょうさだけでなく、正確さも身につけます。また、特典である IAY コースも受講していただくことにより、トータルで自信をもって英語を話すことができるようにサポートします！

- ◆受講料(税込) : 35,000 円 (学生負担は 25,000 円で 10,000 円は CEED が補助)、テキスト代 2,100 円
- ◆講義回数 : 英会話コース 15 回 + IAY 大通校での予約制フリータイムラウンジレッスン 12 回(特典)

【北大 CEED コース】英会話コース 各 15 回 (90 分)

レッスン場所 : 北海道大学工学部内

普段なかなか英語を話す機会がない方を対象に、皆さんに発話の機会を多く持って頂ける内容のコースです。

担当する講師はその発話の手助けをして、会話に必要なさまざまなテクニックをレクチャーします。

最終的には、英会話における流ちょうさだけでなく正確さも身につけられるような内容で、皆さんの英会話の能力を引き上げます。



Paul 先生

+

【IAY コース】テキスト無しラウンジレッスン 計 12 回 (60 分)

レッスン場所 : IAY 大通校 (中央区南 1 西 4 日之出ビル 6F・三越向かい・地下鉄大通駅直結)

予約制・フリータイムラウンジレッスン

「もっと話す!」を大事に



北大クラスで身に付けたことをラウンジでチャレンジ! 担任の先生から教えてもらったことを、実際の場でどんどん話すことにトライしよう!

役割を演じることで実践的な会話力を磨く



例えば 2 人 1 組で、ショップ店員とお客さんなどの役割を演じながら、様々なシチュエーションで会話するタスク・アクティビティを用いたレッスン。

いろいろな講師に出会える



ラウンジではいろいろな講師のレッスンが行われますので、いろいろな講師に出会える。講師と仲良くなるぞ!

忙しい人でも大丈夫! フリータイム予約制



好きな曜日と時間を選べるレッスン。
※要予約の予約制レッスンです。



CEED 補助事業

TOEFL® iBT を制する者、 英語の世界を制する

TOEFL®
で決める!

TOEFL® iBT 真剣学習コース

海外進学（修士／博士課程）・インターンシップ準備



今ほど日本人に実質的な世界共通語である英語の能力が問われている時代はかつてありません。そして、今後その傾向は益々強まってゆくことが予想されます。なぜならば、国内企業も熾烈な国際競争の中で生き抜くために貢献できる人材を求めているからです。

海外大学院進学実績

- ハーバード大学 ● コロンビア大学
- ジョージタウン大学 ● ミネソタ大学
- UCLA ● ニューヨーク州立大学 その他多数

TOEFL® iBT 対策講座詳細

- 8週間集中講座（200分×8）
- （金）16：50～20：30（20分休憩を含む）
- 英語での講義とディスカッション
- R, L, S, W の4分野を統合的に学習
- 定員：12名まで
- 受講料：60,000円／テキスト代込
（学生負担50,000円、CEED補助10,000円）
- 無料 個別海外進学ガイダンス（予約制）



SEA 国際教育研究所
SCHOOL FOR EDUCATIONAL ALTERNATIVES

<http://www.seaedu.co.jp>



CEED補助事業 「Brush-Up 英語講座」 ～受講案内～

平成24年9月

目的

学部3年生・4年生、大学院学生の英語による基盤的なコミュニケーション能力の向上を図るとともに、獲得した英語力を生かして、国際性啓発教育プログラム等への積極的な参加を促す。

CEEDによる補助

受講の際、1人につき1万円をCEEDが補助する。

講座の内容

下記の外部英語研修機関による少人数のレベル別の英語クラスを開設。

- ・英会話コース（IAY）
受講料 35,000円。学生負担は25,000円+テキスト代。
- ・TOEFLコース（SEA国際教育研究所）
受講料 60,000円。学生負担は50,000円（テキスト代込み）。

受講条件

- ①学部3年生・4年生、工学院、情報科学研究科及び総合化学院（工学研究所属の教員が指導する学生）の大学院生を対象とする。（以前同講座に参加した学生も受講可）
- ②クラス分けのためのレベルチェック・スクリーニング試験を実施する。

受講人数・クラスの設定

- ① 1クラスは原則として7人～10人でレベル別に構成（IAY：英会話コース）。
- ② 1クラスの人数が6人未満となる場合には、そのクラスを開設しない場合がある。
- ③ TOEFLコース（SEA）は1クラス、最大12名で構成予定。

クラス開催日時・場所

10月～12月までの間、8～15回（1～2回/週）のクラスを学内で開催する。

*英会話コース（IAY）は90分・週2回（全15回）+IAY大通校フリーレッスン（全12回）

*TOEFLコース（SEA国際教育研究所）は200分・週1回（全8回）

平日の夕方など、受講しやすい時間帯にクラスを設定する。別紙スケジュール参照。

受講手続き（重要）

受講申請書に記載のうえ、10月9日正午までにCEEDへ直接持参し提出（メールでは受付ません）。
英会話コース希望者には、レベルチェック個別インタビュー試験後、クラス分けの結果を連絡する。レベルチェック個別インタビュー試験の日程は、CEED事務室へ受講申請書を持参した際に詳細を決めるものとする。
各コースの詳細は次ページに記載。

- ・オリエンテーション 10月2日（火）16：45～（B12講義室）
- ・受講申請提出 10月9日（火）正午までに受講申請書をCEEDへ直接持参し提出

* レベルチェック・スクリーニング試験

< I A Y >

◆レベルチェックとは（その目的）：

ネイティブ講師と英語による10分間の個別インタビュー（レベルチェック）を行います。これにより、受講予定者の「英会話」のレベルを把握し、それに伴いクラス分けを実施します。

◆レベルチェックの予約について：

- 下記の日程で個別のレベルチェックを行います。
- 希望者は直接CEED事務室へ受講申請書を持参して下さい。その際にレベルチェック試験日の日時を確定します。

・10月15日(月) 16:30~20:30 の間で各10分間

- 全てL200講義室にて実施します。
- インタビューの開始時間は多少前後することが予想されるので、時間に余裕を持って参加されるようお願い致します。
- 予約は先着順です。
- 予約の締め切りは、「受講申請書提出日10月9日正午」です。これを過ぎての予約は受け付けられませんのでご注意ください。

◆前期 IAY の Brush-Up 英語講座英会話コースを受講された方：

後期も再度受講される方は、前期の評価結果を今回のクラス分けの参考にしますので、今回のレベルチェックを受ける必要はありません。

◆テキストについて

- ・『ICON 2』（アイコン 2）を使用。実践に役立つイディオムをピックアップしており、会話力を更にアップさせるのに適した教材です。また、レビューユニットが充実し、文法・会話とも復習しやすくなっています。

< S E A >

◆SEA国際教育研究所（北区北8条西4丁目1-1、パストラルビルN8 3F）にて、下記の日程・時間帯で模擬TOEFL試験を実施します。

10月16日(火) 16:50~21:00

平成 24 年度「後期 Brush-Up 英語講座」スケジュール

- 10月 2日 (火) オリエンテーション (場所: B12 講義室)
16:45~
- 10月 9日 (火) 受講申請書提出〆切 12:00 (正午)
- 10月15日 (月) IAY レベルチェック個別インタビュー試験 (場所: L200 演習室)
16:30~20:30
- 10月16日 (火) SEA レベルチェック模擬 TOEFL 試験&オリエンテーション
(場所: SEA 国際教育研究所)
16:50~21:00
- 10月18日 (木) クラス分けの決定 by IAY (メールにて通知)
- 10月18日 (木) 受講者は、IAY/SEA からの通知メールに沿って銀行振込にて受講料等を送金
~10月23 (火)
- 10月29日 (月) 「Brush-Up 英語講座」の開講
~12月18日 (火)
- TOEFL コース受講者の皆さんは、コース終了後(12月18日以降)、レベルチェック模擬 TOEFL 試験を SEA 国際教育研究所にて受けていただきます。詳しい日時は、コース開講後、確定します。

担当教員: 工学系教育研究センター 行松 泰弘教授 (内線 6908)

連絡先

工学系教育研究センター(CEED)事務室 L棟200号室
TEL: 011-706-7163 E-mail: ceed-int@eng.hokudai.ac.jp
URL: <http://www.ceed.eng.hokudai.ac.jp/>

2012年10~12月 <<Brush-Up 英語講座スケジュール予定表>>

* 英会話（月・水）①16:45-18:15 ②18:30-20:00 全15回+フリーレッスン12回
 （火・木）③16:45-18:15 ④18:30-20:00 全15回+フリーレッスン12回

* TOEFL コース(火) 16:50-20:30 全8回

2012年10~12月 Brush-Up 英語講座スケジュール						
月	火	水	木	金	土	日
10/22	23	24	25	26	27	28
29 英会話①②-1	30 英会話③④-1 TOEFL コース1	31 英会話①②-2	11/1 英会話③④-2	2	3	4
5 英会話①②-3	6 英会話③④-3 TOEFL コース2	7 英会話①②-4	8 英会話③④-4	9	10	11
12 英会話①②-5	13 英会話③④-5 TOEFL コース3	14 英会話①②-6	15 英会話③④-6	16	17	18
19 英会話①②-7	20 英会話③④-7 TOEFL コース4	21 英会話①②-8	22 英会話③④-8	23	24	25
26 英会話①②-9	27 英会話③④-9 TOEFL コース5	28 英会話①②-10	29 英会話③④-10	30	12/1	2

2012年12月

《Brush-Up 英語講座スケジュール予定表》

* 英会話（月・水）①16:45-18:15 ②18:30-20:00 全15回+フリーレッスン12回
 （火・木）③16:45-18:15 ④18:30-20:00 全15回+フリーレッスン12回

* TOEFLコース(火) 16:50-20:30 全8回

2012年12月 Brush-Up 英語講座スケジュール						
月	火	水	木	金	土	日
3 英会話①②-11	4 英会話③④-11 TOEFLコース6	5 英会話①②-12	6 英会話③④-12	7	8	9
10 英会話①②-13	11 英会話③④-13 TOEFLコース7	12 英会話①②-14	13 英会話③④-14	14	15	16
17 英会話①②-15 最終日	18 英会話③④-15 最終日 TOEFLコース8 最終日	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

後期「Brush-Up英語講座」受講者募集!

英語のコミュニケーション能力 UP、
TOEFL のスコア UP を図ります!

・少人数の英語クラス

学内開講!

CEEDが受講料を1万円分負担!

10/2(火)にオリエンテーションを開催!
(16:45~、B12講義室)

実施機関・各コース(いずれかを選択) *詳細は受講案内を参照してください。

1. 英会話コース (IAY)

特徴: 様々な希望に応えるコース設定。学内講義の他に大通校でフリーレッスン12回分を特別サービス!

受講料: 各コース 35,000円 (学生負担は25,000円+資料代金)

講義回数: 各コース 90分×15回、+ IAYでのフリーレッスン12回付き

前期英会話コースを受けられた方の感想:「週に2日、英語を話す機会があるだけでも、英会話に自信ができました。」

2. TOEFLコース (SEA 国際教育研究所)

特徴: 海外留学とTOEFLに実績あり。本気で留学・インターンシップを目指す人のコースです。

受講料: 60,000円 (学生負担は50,000円(参考書代金込))

講義回数: 200分×8回

前年度TOEFLコースを受けられた方の感想:「宿題がととても大変だったけど、大変だった分、かも伸びたと実感しています。この講座で学んだ知識や技術、能力は英語を使う場面のみならず、普段の学生生活にもとても役立つものでした。」

オリエンテーション: 10月2日(火) 16:45~(B12講義室)

応募受け付け期間: オリエンテーション終了後~10月9日(火) 正午12:00まで

レベルチェック・スクリーニング試験:

英会話コース (L200講義室) 10月15日(月) 16:30~20:30

*16:30~20:30の間、ネイティブ講師による10分間の個別インタビューを実施します。

TOEFLコース(SEAにて受験) 10月16日(火) 16:50~21:00

*工学部3・4年生、工学院、情報科学研究科及び総合化学院(工学研究院所属の教員が指導する学生)の大学院生が対象です。

*CEEDの補助は一人につき1万円までです。前期受講者も引き続き、受講可能!

詳しい情報は、受講案内資料またはCEEDのHPをご参照下さい。



CEED 補助事業 平成 24 年度 後期開講

Brush-Up英語講座(IAY)

話すことを目的としたオリジナルの英会話コースです。全 15 回で英会話における流ちょうさだけでなく、正確さも身につけます。また、特典である IAY コースも受講していただくことにより、トータルで自信をもって英語を話すことができるようにサポートします！

◆受講料(税込) : 35,000 円 (学生負担は 25,000 円で 10,000 円は CEED が補助)、テキスト代 2,100 円

◆講義回数: 英会話コース 15 回 + IAY 大通校での予約制フリータイムラウンジレッスン 12 回付(特典)

【北大 CEED コース】英会話コース 各 15 回 (90 分)

レッスン場所 : 北海道大学工学部内

普段なかなか英語を話す機会がない方を対象に、皆さんに発話の機会を多く持って頂ける内容のコースです。

担当する講師はその発話の手助けをして、会話に必要なさまざまなテクニックをレクチャーします。

最終的には、英会話における流ちょうさだけでなく正確さも身につけられるような内容で、皆さんの英会話の能力を引き上げます。



Craig 先生

+

【IAY コース】テキスト無しラウンジレッスン 計 12 回 (60 分)

レッスン場所 : IAY 大通校 (中央区南 1 西 4 日之出ビル 6F・三越向かい・地下鉄大通駅直結)

予約制・フリータイムラウンジレッスン

「もっと話す!」を大事に



北大クラスで身に付けたことをラウンジでチャレンジ! 担任の先生から教えてもらったことを、実践の場でどんどん話すことにトライしよう!

役割を演じることで
実践的な会話を磨く



例えば 2 人 1 組で、ショップ店員とお客さんなどの役割を演じながら、様々なシチュエーションで会話するタスク・アクティビティを用いたレッスン。

いろいろな講師に出会える



ラウンジではいろいろな講師がレッスンを行いますので、いろいろな講師に出会える。講師と仲良くなるよ!

忙しい人でも大丈夫!
フリータイム予約制



好きな曜日と時間を選べるレッスン。
※事前の予約が必要です。



CEED 補助事業

TOEFL® iBT を制する者、 英語の世界を制する

TOEFL®
で決める！

TOEFL® iBT 真剣学習コース

海外進学（修士／博士課程）・インターンシップ準備



今ほど日本人に実質的な世界共通語である英語の能力が問われている時代はかつてありません。そして、今後その傾向は益々強まってゆくことが予想されます。なぜならば、国内企業も熾烈な国際競争の中で生き抜くために貢献できる人材を求めているからです。

海外大学院進学実績

- ハーバード大学 ● コロンビア大学
- ジョージタウン大学 ● ミネソタ大学
- UCLA ● ニューヨーク州立大学 その他多数

TOEFL® iBT 対策講座詳細

- 8週間集中講座（200分×8）
- （火）16：50～20：30（20分休憩を含む）
- 英語での講義とディスカッション
- R, L, S, W の4分野を統合的に学習
- 定員：12名まで
- 受講料：60,000円／テキスト代込
（学生負担50,000円、CEED補助10,000円）
- 無料 個別海外進学ガイダンス（予約制）



SEA 国際教育研究所
SCHOOL FOR EDUCATIONAL ALTERNATIVES

<http://www.seaedu.co.jp>

平成 24 年度 「学生発案型国際活動プログラム」

～募集案内～

平成 24 年 8 月

1. 概要

「学生発案型国際活動プログラム」は、学生が日常的に英語を使う機会を増やすとともに、外国人留学生等との国際交流を活発化させることを目的とし、学生が主体的に発案、実施する国際交流活動を公募の上選定し、その活動費を支援する事業である。

2. 対象

工学院、情報科学研究科及び総合化学院（工学研究院所属の教員が指導する学生）所属の大学院生（個人又はグループ）

（外国人留学生による日本人学生との活動に関する提案を含む。）

3. 支援内容

・優れた活動計画に対し、その活動費を支援する。1 件当たりの支援額の上限は、15 万円とする。（2～3 件程度を選定する予定。予算がなくなり次第募集を終了する。）

・日本人、外国人が十分に交流できるような人数バランスに配慮すること。

4. 実施方法

（1）以下の内容を含む「企画書」（別紙様式）をCEED事務室に提出。

計画概要（目的と概要）

実施内容（実施時期、実施方法、参加予定者等）

必要経費

（期待される活動の事例）

- ・大学院生の主催による英語による研究ワークショップ
- ・外国人留学生と日本人学生との文化・学術交流活動
- ・外国人留学生との英語キャンプ（英語漬け活動） など

（2）計画の実現性、有効性等の観点から、支援する活動を選定。

(3) 選定された活動について、必要に応じて、詳細な活動内容等をCEEDと調整。

(4) 終了後、活動結果報告書をCEEDに提出。(様式自由)

5. 実施スケジュール

公募開始 平成24年8月16日～

国際活動の実施 原則として平成24年8月～平成25年2月末まで

報告書の提出 活動終了後、1ヶ月以内

担当教員

工学系教育研究センター 行松 泰弘教授 (内線 6908)

連絡先・提出先

工学系教育研究センター(CEED)事務室 L棟200号室

TEL: 011-706-7163 E-mail: ceed-int@eng.hokudai.ac.jp

URL: <http://www.ceed.eng.hokudai.ac.jp/>

Center for Engineering Education
Development



工学系教育研究センター

「学生発案型 国際活動プログラム」

Financial Support to Promote International Exchange



学生が主体的に発案し、国際交流活動を！

工学院、情報科学研究科及び総合化学院（工学研究所属の教員が指導する学生）所属の大学院生（個人又はグループ）を対象として、優れた国際交流活動計画に対し、審査の上、15万円を上限として活動費を支援します。

詳細はCEEDホームページへ

CEED supports the activity cost for international exchange initiated by students. The fund is up to 150,000 yen. Graduate students from ENG and IST are eligible to apply.

Visit CEED website for more details.

<http://www.ceed.eng.hokudai.ac.jp/>
CEED Office (L200) Phone:706-7163

Welcome Trip Report

はじめに

国際規模での環境配慮および世界的な文化の多様化は、世界中で近年ますます重要な課題となってきた。この課題に対する理解を広めるため、北海道大学のEnglish Engineering Education Program (e³ program) では工学系教育開発センター (CEED) による支援のもと、10月入学の新入生のための歓迎旅行を企画した。本研修旅行では、参加者一同が国際的な環境配慮について、水族館や宇宙記念館の見学を通し理解を深めた。また同時に、日本人学生と留学生との絆を強めることもできた。

本研修旅行の主な目的は世界的な文化交流の促進であり、参加者一同は様々な生活様式を通して日本文化を体験することができただけでなく、互いをよく知り新しい友人をつくる機会を得ることもできた。さらに言えば、本研修旅行により日本人学生と留学生が環境配慮の改善について学びながら互いに影響しあうことができたはずである。教育的かつ文化的な本研修旅行が、参加者全員にとって素晴らしい体験と大切な思い出となったであろうと考えている。

活動内容詳細

日時：2012年10月7日

参加者数：49人（日本人：31人，留学生：18人）

移動手段：チャーターバス

旅程：

- 8:30 シャトルバスにより北海道大学発
- 9:45 小樽水族館着・見学
- 11:00 昼食
- 13:30 余市宇宙記念館着
宇宙体験・見学
- 15:00 余市ニッカウキスキー蒸留所着
ウイスキー醸造工程の見学
- 17:30 余市ニッカウキスキー蒸留所発
- 19:00 北海道大学着

1) 北大工学部前（集合及び参加者間交流）

参加者全員が、5人ずつ9グループに分かれた。各グループは留学生3人と日本人学生2人の構成とした。バスに乗る前、グループ名の書かれた名札を各グループの代表者に配り、代表者がグループのメンバーを見つけることでグループ分けを行った。しばらくグループ間での談笑の時間をとった後、午前8時30分、最初の目的地である小樽水族館に向けて北海道大学を出発した。大部分の参加者はそれぞれ全く異なる地域から来ていたため、少なくとも名前だけでも他の参加者に覚えてもらえるよう、簡単な自己紹介を行った。バスは補助席も含め後ろまで満席であり、マイクを手渡すこともできなかったため、後方に座っていた参加者は大声で自己紹介することとなり、笑いを誘い盛り上がっていた。いくら大声で叫んでも前方に座っている参加者に声が届かなかったため、中心付近の参加者が聞き取った名前を叫びあって伝えるなど、賑やかな雰囲気での自己紹介となった。

小樽までの道中、“draw something”というゲームを行った。このゲームでは紙に書かれた言葉通りのものを絵で表現したため、参加者の想像力や絵を描く能力が試された。絵を描いた後、描いた絵を別の人交換し、それぞれ渡された絵が何を示しているか考えた。素晴らしい洞察力や画力を見せる者もいれば、何か分からないような絵を描く者も多く、最後まで笑いの絶えない企画となった。



2) 小樽水族館

水族館見学中に行うイベントとして、水族館のウェブサイトを参考にして作った問題をあらかじめ用意した。用意した問題は参加者にとってなかなか難しかったようで、答えが見つからないことに不満の声も多かったが、最後にはどのグループもチームワークを発揮し、全ての問題に回答できていた。水族館の館内には、主に北方の海や川に生息する魚類を始め、珍しい捕食様式をもつネズミイルカや、ニシン・ホッケ・カレイなど石狩湾に見られる様々な魚類も含めた約250種からなる水生生物が5,000体近く展示してあった。参加者一同、数多くの種類の魚や動物を見ることができた。イルカ・アシカのショーを見る前、水族館のレストランで軽い昼食をとった。参加者の

何人かは自分で弁当箱を持ってきていたため、互いに他の国の料理を食べ比べする良い機会ともなった。食後のショーはどれも迫力があり面白いものであり、トド・イルカ・オタリアの中でも特にトドのショーが好評であった。



3) 宇宙記念館

宇宙記念館の見学では、留学生にとっても日本人学生にとっても新たな体験があった。宇宙記念館では、天体や日本の宇宙探索計画について多くのビデオショーにより紹介されていた。上映されたビデオは日本語であったため、日本人学生が留学生に内容を説明してくれなければ理解できなかった。日本人学生は記念館の展示内容を詳しく説明し、初めて宇宙に降り立った日本人・毛利衛氏を称える気持ちが伝わってきた。日本人学生による説明のおかげで、留学生も何とか太陽系と宇宙開発について理解することができた。

初めの展示では、宇宙食・宇宙服や宇宙飛行士が宇宙で使う様々な設備を見ることができた。また、記念館内にはロケット打ち上げの詳細を説明した写真や人工衛星の模型も展示してあった。ほとんどの学生は航空関係や宇宙関係の知識があまり無かったため、素晴らしい体験となったようである。宇宙記念館見学により、参加者一同楽しむだけでなく宇宙工学の知識を得ることもつながった。



4) ニッカウキスキー蒸留所

ニッカウキスキー蒸留所は非常にきれいな所で、ほとんどの日本人学生は前にも来たことがあり、ニッカウキスキーについて留学生に熱心に教えてくれた。日本人学生は余市蒸留所の素晴らしい歴史や、余市で作られ全国的に賞を受けたブランドについて主に教えてくれた。また、ウイスキーの試飲も全学生にとって楽しい経験となった。ニッカウキスキー蒸留所では、粉末化された天然石炭により蒸留釜が加熱されるといったことも含め、一連の伝統的醸造過程やその設備を見ることができた。醸造過程は見やすく展示されていて、日本人学生も理解を助けてくれた。数多くの有名なウイスキーブランドとその醸造過程を同時に見ることができたのは非常に素晴らしい体験であった。ウイスキーサンプルの展示により、ウイスキーの色や味が時間と共に変わっていく様を見学できたのは印象的であった。また、ニッカウキスキー創始者の住居が公開されている点も非常に良かった。最後のお土産屋では、新鮮なジュースやウイスキーを買うことができたため、参加者の多くは様々なブランドのものを試したようである。他の見学地でも同様であったが、写真撮影が可能であり、参加者一同多くの写真を撮っていた。



を撮っていた。

変わっていく様を見学できたのは印象的であった。また、ニッカウキスキー創始者の住居が公開されている点も非常に良かった。最後のお土産屋では、新鮮なジュースやウイスキーを買うことができたため、参加者の多くは様々なブランドのものを試したようである。他の見学地でも同様であったが、写真撮影が可能であり、参加者一同多くの写真を

5) 最終バスレク

一日かけて新しいことを多く学び、多くの友達を作った後、札幌への帰路に就いた。帰りの道中では、最後のイベントとしてビンゴゲームを行った。

主な景品としてスナック菓子・チョコレートを用意し、ビンゴをクリアした学生たちは友達と景品を分けたりして打ちとけ合っていた。この一日の中で、互いの絆は確実に深まったようである。

結論として言えば、本研修旅行は当初掲げていた目的を見事に達成したと言える。参加者全員に笑いが絶えなかったことや「ありがとう。今日はとても楽しかった。」と言ってくれたことがその大きな証拠である。我々企画者・参加者共に、本研修旅行を完璧に必要な予算や備品を提供して下さった CEED の方々には心から感謝の意を表したい。



CEED の方々による支援がなければ、留学生と日本人学生の間にもこれほどまで強い絆が生まれることはなかった。我々企画者一同は、このような活動が日本人学生の国際協力関係への意識を促すことにつながるとも確信している。

参加者からの意見

良かった点	改善点
1. 日本人・留学生混合のチームでゲームを行うなどしたため、互いにコミュニケーションをとる機会が多かった。	1. 宇宙記念館には英語による説明が少なく、理解できずに退屈してしまう学生もいた。
2. 参加者の多くは水族館が気に入っていた。色々な動物を見ることができて面白かった。	2. 水族館では一部チームがぼらぼらになってしまい、知り合いと一緒に回っている学生がいた。
3. 初秋の暖かい日差しの中、景観の良いニッカウキスキー工場内を歩くことができて良かった。	3. バスの座席数があまり多くはなかったため、参加希望者全員を参加させることができなかった。
4. 談笑し、互いのことを知る時間が十分あったため、新入学生同士、さらに先輩方と知り合うことができた。	
5. バスは常に時間通りに動いてくれた。	
6. スムーズでかつ安全運転の、優れたドライバーであった。	

《産学連携教育プログラム開発部 資料》

1. 海外インターンシップ体験報告会

資料 3-1 第1回 (2012年7月9日開催) ポスター

資料 3-2 第2回 (2012年10月15日開催) ポスター

資料 3-3 第3回 (2012年12月17日開催) ポスター

2. インターンシップ説明会

資料 3-4 NEC 中央研究所 (2012年5月15日開催) ポスター

資料 3-5 NTT (2012年7月18日開催) ポスター

3. コミュニケーションスキルアップセミナー

資料 3-6 参加者募集案内ポスター

4. インターンシップ交流協定・覚書

資料 3-7 Tampere University of Applied Sciences

資料 3-8 College of Engineering, Seoul National University

資料 3-9 Ecole Nationale Supérieure de Mécanique et D'Aérotechnique

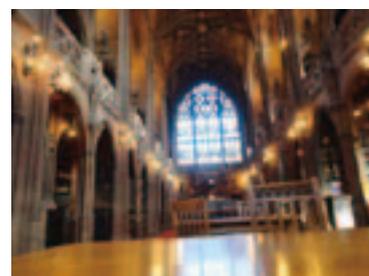
資料 3-10 Faculty of Engineering, Chulalongkorn University

資料 3-11 George R. Brown School of Engineering, Rice University

資料 3-12 Science and Engineering Faculty at Queensland University of Technology

2012 年度 第1回海外インターンシップ 体験報告会&IAESTE 説明会

IAESTE の試験は主
に学部生対象ですの
で学部生もぜひ参加
して下さい!



日時 7月9日(月)
16:30~17:45

(修了後 L200 で懇親会)

場所 B31 教室

海外インターンシップで、充実した就業体験や、異文化を
理解しよう。インターンシップ体験後も異文化との交流・企
画・発案のチャンスがあります!

体験報告

有山
中川
平井
掛田
横田

デルタレス
北京科技大学
オハイオ州立大学
マリンガ大学
ライス大学

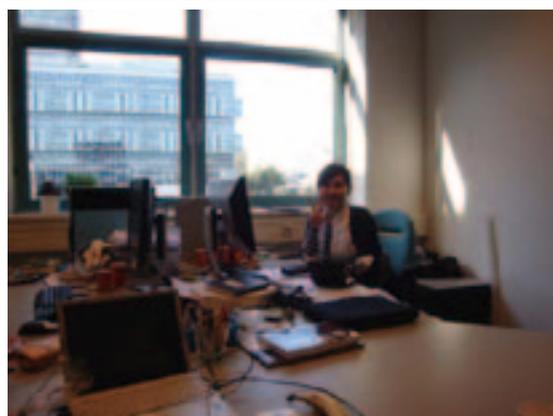
(オランダ)
(中国)
(US)
(ブラジル)
(US)

主催・連絡先：工学系教育研究センター(CEED) 山下(内線 6907)

2012 年度 第2回海外インターンシップ 体験報告会



学部生もぜひ参加して下さい！



日時 10月15日(月)
16:30~17:45
場所 B11 教室

海外インターンシップで、充実した就業体験や、異文化を理解しよう。インターンシップ体験後も異文化との交流・企画・発案のチャンスがあります！

体験報告

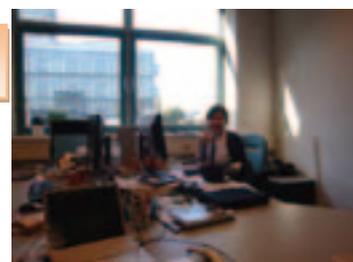
葛西	エプソンカナダ	(カナダ)
川島	ソウル大学	(韓国)
重田	フロリダ大学	(US)
大庭	Instytut Spawalnictwa	(ポーランド)
松本	VTT	(フィンランド)

主催・連絡先：工学系教育研究センター(CEED) 山下(内線 6907)

2012 年度 第3回海外インターンシップ 体験報告会



学部生もぜひ参加して下さい！



AGH 科学技術大



ソウル大



日時 12月17日(月)
16:30~17:45
場所 B11 教室

海外インターンシップで、充実した就業体験や、異文化を理解しよう。インターンシップ体験後も異文化との交流・企画・発案のチャンスがあります。SCIIの活動にも注目！

体験報告

壇上	ソウル大学	(韓国)
池澤	ゲオルク・アグリコラ工科大学	(ドイツ)
佐藤	中正大学	(台湾)
ゲッツ	AGH 科学技術大学	(ポーランド)
横田	SCIIの活動について	

主催・連絡先：工学系教育研究センター(CEED) 山下(内線 6907)

第9回キャリアマネジメントセミナー・講演会

NEC 中央研究所 <大学院生向け> 研究インターンシップ説明会

2012年5月15日(火) 16:30~18:00

【場所】北海道大学工学部C208教室 ※18:00~19:00
情報交換会(懇親会)・参加無料

【対象者】理工系 修士課程1年 博士課程1・2年

【参加方法】HoP-StationまたはCEEDのホームページから**参加申込書**をダウンロードし、**CEEDへメール**でご提出ください。
⇒**申込締切：5月8日(火)**

【プログラム】16:30-16:35 開会の辞(齋見芳彦 特任教授)
16:35-17:35 研究インターンシップテーマ紹介
17:35-18:00 大学院生の皆さんと意見交換



【情報・エレクトロニクス】
北大がアークから録音・録画システムを構築し、高品質なオーディオアプリケーションを体験的に体験・鑑賞するための長年の研究開発を行っています。

【クラウドシステム研究】
多数でイベント参加者ネットワーク方式構築と、広域分散システム構築技術、およびそれらの多様な社会インフラシステムへの適用化技術の研究開発を行っています。

【情報・メディアプロセッシング研究】
実世界の各種信号をデジタル化し、ネットワークに接続するメディア処理技術とユーザーインターフェース技術の研究開発を行っています。

【スマートエネルギー研究】
地球・エネルギー環境における持続可能な社会への発展に向けたエネルギー・情報の高度化を実現するエネルギー・コンポーネントの研究開発、および高度なエネルギー・マネジメントシステムへの適用に関する研究開発を行っています。

【グリーンプラットフォーム研究】
人と地球への親しさを追求した、言語、プロセッシング、センシング/アクチュエーションの最適化によるプラットフォームの研究開発を行っています。

【CEIイノベーション推進】
社会課題、環境課題などを分析して、行政の社会に提供するための高度な分析・予測する高度なシステムを開発しています。
可視化や分析、半導体や材料のシミュレーション技術へ応じて、大量の人の行動や行動パターン、環境の分析や予測、環境の分析や予測、環境の分析や予測の社会課題を解決し、その解決方法をグローバルな視野から研究開発を行っています。

■NEC中央研究所の名研究開発が、研究内容の詳細はホームページをご参照ください。⇒ <http://www.nec.co.jp/rd/laiba/>

【お問合せ・参加申込書ダウンロード】
北海道大学 人材育成本部HoP-Station(担当：齊藤)
電話：011-706-2271
E-mail: hop-station@syafester.hokudai.ac.jp
URL: <http://www.syafester.hokudai.ac.jp/hop-station/>

【CEED】お問合せ・参加申込書ダウンロード・参加申込書提出先
北海道大学 工学系教育開発センター(CEED)(担当：川下)
電話：011-706-0907
E-mail: tyamas@cyoang.hokudai.ac.jp
URL: <http://www.ceed.eng.hokudai.ac.jp/>



科学人材補助金事業ポストドクター・キャリア開発事業(イノベーション創出若手研究人材養成)
北大バイオニア人材協働育成システムの構築
キャリアマネジメントセミナー・講演会

第11回キャリアマネジメントセミナー 講演会 NTT研究所連携説明会

北大OBでNTT社員の方による研究所最新動向の紹介

NTTインターンシップ制度とテーマの説明等、修士・博士・PDを対象とした内容です。

■日時■

平成24年7月18日(水)

16:30~18:00

■場所■

北海道大学 工学部 B11教室

■対象■

北海道大学に所属する
理系大学院生(MC・DC)
博士研究員(PD)

■参加方法■

申込期間：平成24年6月13日(水)~7月10日(火)

Hi-Systemからお申込みください。

(*事前にHi-Systemへの登録が必要です。)

Hi-System HP

⇒ <https://www2.synfoster.hokudai.ac.jp/Hi-System/public/index.php#top>

人材育成本部 HP

⇒ <http://www2.synfoster.hokudai.ac.jp/>

■開催に関するお問合せ■

北海道大学人材育成本部HoP-Station

電話：011-706-2271 Mail：hop-station@synfoster.hokudai.ac.jp

<http://www.synfoster.hokudai.ac.jp/hop-station/>

■主催■

北海道大学 人材育成本部 HoP-Station

■共催■

北海道大学 工学系教育研究センター CEED



◆内容◆

①NTT研究所の紹介

(俵毅彦氏 / NTT物性科学基礎研究所)

②NTTと北海道大学の連携、人材教育交流について

(四宮光文氏 / NTTサービスインテグレーション基盤研究所)

③インターンシップの案内

④質疑応答

スマートフォン

携帯電話



CEED、人材育成本部（S-cubic、HoP-Station）共催セミナー

論文発表、そしてこれから社会に出て自らの能力を発揮するための準備をしませんか？

PD、大学院生のための コミュニケーションスキルアップ

実社会で直面するコミュニケーションの多くは、集団の中でお互いの意見や考えを理解し合いながら問題解決にあたる場面です。その際、次の4つのプロセスが発生します。

- 1) 自分の考えを整理する。
- 2) 自分の考えを相手に伝える。
- 3) 相手の考え方を理解する。
- 4) 一緒になって新しい考えを創造する。

本セミナーでは、この4つのプロセスを体験します。そして、仲間と一緒にそれらの体験をふりかえり、自らの改善点を明らかにします。

講師は、石油開発エンジニア、経営コンサルを経て、現在、能力開発に関わっている（株）リアルモチベーションの岡講師です。

■セミナーの内容

- ・ **コミュニケーションスキルの基本**
- ・ **自分の固定観念の探究**
- ・ **ふりかえりとフィードバック**

**論文発表、就活、社会人生活
に役立ちますよ！**

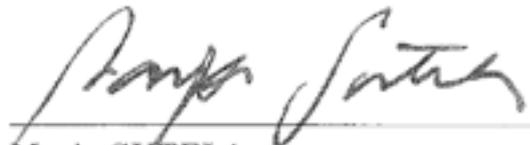
日 程 : 2012年10月4日(木) 13:00~17:00
 場 所 : クラーク会館2階 大集会室
 対 象 : 理系の大学院生・PD
 参 加 費 : 無料(CEED・人材育成本部負担) 参加人数 : 20名(先着順)
 申込締切 : 定員になり次第締め切り
 申 込 先 : 工学系教育研究センター事務室(名前、専攻、学年、学生番号、電話番号を明記の上)
 e-mail : ceed-ind@eng.hokudai.ac.jp
 もしくは人材育成本部 Hi-System から
 詳細はCEEDホームページ(<http://www.ceed.eng.hokudai.ac.jp/>)まで

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING ON INTERNSHIP
EXCHANGE PROGRAM
BETWEEN
TAMPERE UNIVERSITY OF APPLIED SCIENCES
AND
FACULTY AND GRADUATE SCHOOL OF ENGINEERING AND
GRADUATE SCHOOL OF CHEMICAL SCIENCES AND
ENGINEERING, HOKKAIDO UNIVERSITY

Under the Academic Exchange Agreement concluded on January 12, 2011 between Tampere University of Applied Sciences (TAMK) and Faculty and Graduate School of Engineering and Graduate School of Chemical Sciences and Engineering, Hokkaido University (HU), TAMK and HU implement the internship exchange program for graduate students as follows.

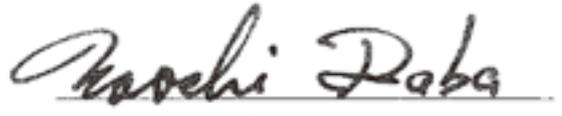
1. Interns refer to graduate students, who are selected by both universities to join the internship exchange program.
2. The actual number of interns will be determined by Host University through prior discussion between TAMK and HU each year.
3. Home university will review internship application and Host University will make final selection.
4. The period of internship will not exceed six months.
5. Host University and interns should discuss internship theme and responsibility before internship begins.
6. Host supervisor should make an agreement on confidentiality, intellectual property rights, and work achievement with interns.
7. Host University should send evaluation report to home university promptly after internship is over.
8. Each university may appoint a coordinator of the internship exchange program.
9. Interns or their sponsors must take responsibility for all expenses incurred by the interns. This does not preclude intern from applying for any scholarships.
10. Host University should help interns find on-campus housing, or housing near campus.

11. Interns are required to purchase internship insurance that meets host university's needs. Interns should pay the insurance premium and all the costs that the insurance does not cover.
12. During the period of intern's stay at the host university, both universities have to work in cooperation with each other to ensure the safety of interns in a state of emergency.
13. In the event of termination of this Memorandum, both universities shall provide all support services stated above for interns until the end of their internship.



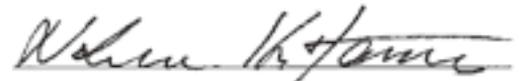
Marja SUTELA
Vice President
Tampere University of Applied Sciences

Date: 12.1.2011



Naoshi BABA
Dean
Faculty and Graduate School of
Engineering, Hokkaido University

Date: 12.1.2011



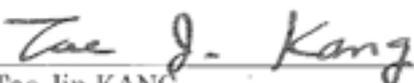
Noboru KITAMURA
Dean
Graduate School of Chemical
Sciences and Engineering,
Hokkaido University

Date: 12.1.2011

Memorandum of Understanding on Internship Exchange Program between
College of Engineering, Seoul National University and Graduate
School and School of Engineering, Graduate School of Information
Science and Technology, Hokkaido University

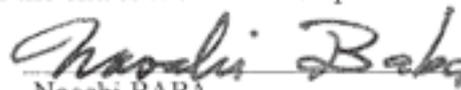
Under the Academic Exchange Agreement concluded on January 24, 2008 between Seoul National University and Hokkaido University, College of Engineering, Seoul National University (hereinafter referred to as "Seoul") and an Graduate School and School of Engineering, Graduate School of Information Science and Technology, Hokkaido University (hereinafter referred to as "Hokkaido") implement the internship exchange program for graduate students as follows.

1. Interns refer to undergraduate and graduate students, who are selected by both universities to join the internship exchange program.
2. The actual number of interns will be determined by Host university through prior discussion between Seoul and Hokkaido each year.
3. Home university will review internship application and Host university will make final selection.
4. The period of internship will not exceed six months.
5. Host university and interns should discuss internship theme and responsibility before internship begins.
6. Host supervisor should make an agreement on confidentiality, intellectual property rights, and work achievement with interns.
7. Host university should send evaluation report to home university promptly after internship is over.
8. Each university may appoint a coordinator of the internship exchange program.
9. Interns or their sponsors must take responsibility for all expenses incurred by the interns. This does not preclude intern from applying for any scholarships.
10. Host university should help interns find on-campus housing, or housing near campus.
11. Interns are required to purchase internship insurance that meets host university's needs. Interns should pay the insurance premium and all the costs that the insurance does not cover.
12. During the period of intern's stay at the host university, both universities have to work in cooperation with each other to ensure the safety of interns in a state of emergency.
13. In the event of termination of this Memorandum, both universities shall provide all support services stated above for interns until the end of their internship.

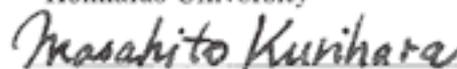


Tae Jin KANG
Dean
College of Engineering

Seoul National University



Naoshi BABA
Dean
Graduate School and School of
Engineering
Hokkaido University



Masahito KURIHARA
Dean
Graduate School of Information
Science and Technology
Hokkaido University

Date: Jan. 17, 2011

Date: Jan. 17, 2011

北海道大学大学院工学研究科及び大学院情報科学研究科とソウル国立大学校工科大学の国際インターンシップ相互派遣プログラムに関する実施要項 The Procedure of Internship Exchange Program between College of Engineering, Seoul National University and Graduate School of Engineering and Graduate School of Information Science and Technology, Hokkaido University

1. 序論 Preface

北海道大学大学院工学研究科及び大学院情報科学研究科（以下北海道大学とする）とソウル国立大学校工科大学（以下ソウル大学とする）は、両大学の大学院学生に対して、国際インターンシップ相互派遣プログラムを提供する。

College of Engineering, Seoul National University (Seoul) and Graduate School of Engineering and Graduate School of Information Science Technology, Hokkaido University (Hokkaido) offer graduate students at both universities internship exchange program to give them opportunities to work overseas and learn different culture.

このプログラムは、学生に受入大学で研究研修を行うだけでなく、可能であれば、関連する受入国の研究機関や企業で就労体験をすることができる。これは学生に異文化体験と国際的な就労体験の機会を提供するものである。

Although the program mainly provides students with research training at host university, it might be possible to do them with internship at research institutions or companies.

以下、「派遣大学」とは、学生が正規学生として入学し卒業する予定である大学を指し、「受入大学」とは、派遣大学から学生を受け入れることに同意した大学を指すこととする。
"Home university" refers to the university that a student enrolled at and will graduate from. "Host University" refers to the university, which agreed to accept a student from home university.

2. 国際インターンシップ交換プログラム概要 Internship Exchange Program

2-1 応募資格 Eligibility

両大学に正規学生として入学し修了する予定である大学院学生であればこのプログラムに申請することができる。

Current full-time students from Hokkaido or Seoul are eligible to apply.

2-2 研修期間 Internship Period

このプログラムは、年度を通して行われ、その受入期間は、派遣大学の指導教員と受入大学の指導教員との交渉により決められる。

Students can apply for the internship exchange program all through the year.

Internship period depends on the arrangement between supervisors at both universities.

2-3 受入教員の情報 Information on Supervisors

派遣大学は、受入大学を通じてウェブサイト等により申請者に関連する受入指導教員や研究内容などのリストを当該学生に提供する。

Home university should give students detailed information on supervisors as well as their researches through host university.

2-4 申請書類 Application

以下の書類は、受入大学のルールに従い、派遣大学のインターンシップ担当者（北海道大学は CEED、ソウル大学は国際企画課）を通して、受入大学のインターンシップ担当者へ送付される。Students should submit the following documents to contact point at home university (CEED for Hokkaido, and Office of International Affairs, for Seoul) under the rule of host university.

- (1) インターンシップ申請理由書（共通様式：様式1） Student application form (Form1)
- (2) 履歴書（所定様式：様式2） Resume (Form2)
- (3) インターンシップ研修生受入願（共通様式：様式3） Supervisor application form (Form3)
- (4) 覚書の写し（共通様式：様式4） a copy of Trainee Covenant (Form4)
- (5) 写真2枚 two photos
- (6) 在学証明書 student registration certificate
- (7) 旅券の写し a copy of passport

2-5 受入教員の選考 Selection of Host Supervisor

受入教員の選定は、受入大学で行う。

Host university should select a supervisor for each student.

2-6 選定結果の通知および査証手続書類の送付 Selection Result and Necessary Documents Regarding Visa

派遣大学のインターンシップ担当は選定結果を申請者へ通知する。

また、受入大学は、申請者の査証手続に必要な書類を作成し送付する。

After the selection process, contact person at home university should inform students of the selection result. Host university should send necessary documents for visa procedures to the selected students.

2-7 経済支援 Financial Support

両大学は全ての学生に対し経済的支援を行う義務を負わない。但し、派遣大学は、当該学生へ旅費を支援し、受入大学は当該学生へ滞在費を支援することができる。また、受入大学で受入後に当該国の研究機関又は企業へ当該学生を派遣する場合、受入大学は当該国内の滞在費及び旅費の一部を支援することができる。

Both universities are not obliged to provide all financial support. However, they may support part of travel cost to outbound students and living cost to inbound students. If students wish to do another internship at research institutions, or companies during their internship at host university, host university may pay them portion of travel cost or living cost for the internship.

2-8 滞在先の手配 Housing

受入大学は、当該学生が大学内又はその近郊に適切な住居を確保できるように努めるものとする。

Host university should help students find on-campus housing, or housing near campus.

2-9 保険の加入 Insurance

参加学生は、受入れ大学が求める保険に加入しなければならない。いかなる保険の費用及びこれらの保険の対象とならない費用については、学生が自己の責任において負担する。

Students are required to purchase internship insurance that meets host university's needs. Students should pay the insurance premium and all the costs that the insurance does not cover.

2-10 派遣前教育 Pre-departure class

参加学生は、派遣大学で派遣前教育を受講しなければならない。

Students must take pre-departure class at their home university before departure.

2-11 受入大学での研修及び就労体験における研修評価 Report and Evaluation

当該学生はインターンシップ終了後、受入大学へレポートを提出する。受入大学は派遣大学へ評価書（共通様式：様式5）を発行する。

Students must submit a report to host university after internship is over. Host university is to give an evaluation document (Form5) to home university.

**Memorandum of Understanding on Internship Exchange Program
between
Ecole Nationale Supérieure de Mécanique et D'Aérotechnique
and
Faculty and Graduate School of Engineering, Hokkaido University**

Under the Academic Exchange Agreement concluded on January 18, 2011 between Ecole Nationale Supérieure de Mécanique et D'Aérotechnique (ENSMA) and Faculty and Graduate School of Engineering, Hokkaido University (HU), ENSMA and HU implement the internship exchange program for graduate students as follows.

1. Interns refer to graduate students, who are selected by both universities to join the internship exchange program.
2. The actual number of interns will be determined by Host University through prior discussion between ENSMA and HU each year.
3. Home University will review internship application and Host University will make final selection.
4. The period of internship will not exceed six months.
5. Host University and interns should discuss internship theme and responsibility before internship begins.
6. Host supervisor should make an agreement on confidentiality, intellectual property right, and work achievement with interns.
7. Host University should send evaluation report to Home University promptly after internship is over.
8. Each university may appoint a coordinator of the internship exchange program.
9. Interns or their sponsors must take responsibility for all expenses incurred by the interns. This does not preclude intern from applying for any scholarships.
10. Host University should help interns find on-campus housing, or housing near campus.
11. Interns are required to purchase internship insurance that meets host university's needs. Interns should pay the insurance premium and all the costs that the insurance does not cover.
12. During the period of intern's stay at the host university, both universities have to work in cooperation with each other to ensure the safety of interns in a state of emergency.
13. In the event of termination of this Memorandum, both universities shall provide all support services stated above for interns until the end of their internship.

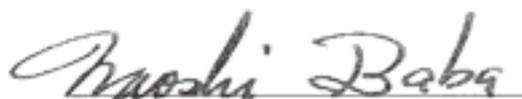


Prof. Francis COTTET

Director

Ecole Nationale Supérieure de
Mécanique et D'Aérotechnique

Date: 18/1/2011



Prof. Naoshi BABA

Dean

Faculty and Graduate School
of Engineering,
Hokkaido University

Date: Jan. 18, 2011

**Memorandum of Understanding on Internship Exchange Program
between
Faculty and Graduate School of Engineering, School of Engineering,
Graduate School of Information Science and Technology,
and Graduate School of Chemical Sciences and Engineering,
Hokkaido University
and
Faculty of Engineering, Chulalongkorn University**

Under the Academic Exchange Agreement concluded on July 3, 2009 between Hokkaido University and Chulalongkorn University, Faculty and Graduate School of Engineering, School of Engineering, Graduate School of Information Science and Technology, and Graduate School of Chemical Sciences and Engineering, Hokkaido University (HU) and Chulalongkorn University (CU) implement the internship exchange program for students as follows.

1. Interns refer to students, who are selected by both universities to join the internship exchange program.
2. The actual number of interns will be determined by Host University through prior discussion between HU and CU each year.
3. Home University will review internship application and Host University will make final selection.
4. The period of internship will not exceed six months.
5. Host University and interns should discuss internship theme and responsibility before internship begins.
6. Host supervisor should make an agreement on confidentiality, intellectual property right, and work achievement with interns.
7. Host University should send evaluation report to Home University promptly after internship is over.
8. Each university may appoint a coordinator of the internship exchange program.
9. Interns or their sponsors must take responsibility for all expenses incurred by the interns. This does not preclude intern from applying for any scholarships.
10. Host University should help interns find on-campus housing, or housing near campus.
11. Interns are required to purchase internship insurance that meets host university's needs. Interns should pay the insurance premium and all the costs that the insurance does not cover.
12. During the period of intern's stay at the host university, both universities have to work in cooperation with each other to ensure the safety of interns in a state of emergency.
13. In the event of termination of this Memorandum, both universities shall provide all support services stated above for interns until the end of their internship.

Naoshi Baba

Naoshi BABA

Dean

Faculty and Graduate School of
Engineering, School of Engineering,
Hokkaido University

Date: Sept. 5, 2011

B. Boonsom

Boonsom LERDHIRUNWONG

Dean

Faculty of Engineering,
Chulalongkorn University

Date: Sept. 5, 2011

Masahito Kurihara

Masahito KURIHARA

Dean

Graduate School of Information Science
and Technology, Hokkaido University

Date: Sept. 5, 2011

Noboru Kitamura

Noboru KITAMURA

Dean

Graduate School of Chemical Sciences
and Engineering, Hokkaido University

Date: Sept. 5, 2011

Memorandum of Understanding
Between
George R. Brown School of Engineering,
Rice University, United States
and
Faculty, School and Graduate School of Engineering,
Graduate School of Information Science and Technology, and
Graduate School of Chemical Sciences and Engineering,
Hokkaido University, Japan

George R. Brown School of Engineering, Rice University (hereinafter referred to as “Rice”) and Faculty, School and Graduate School of Engineering, Graduate School of Information Science and Technology, and Graduate School of Chemical Sciences and Engineering, Hokkaido University (hereinafter referred to as “HU”) hereby conclude this Memorandum to promote research collaboration and internship exchange between the two universities.

1. Scope and Major Activities

Each university will make an effort to promote and develop cooperation in the following activities, based upon the principles of equality and reciprocity.

- (1) Exchange of faculty members and research fellows.
- (2) Exchange of student interns.
- (3) Conducting joint research projects and organizing symposiums.

2. Internship Exchange

- 2-1 “Interns” refers to undergraduate or graduate students who are selected by both universities to join the internship exchange program.
- 2-2 The actual number of interns will be determined by the host university through prior discussion between Rice and HU each year. The total number of interns in each direction is not to exceed 5 per academic year.

- 2-3 The home university will review all internship applications and the host university will make the final selection of interns. A primary host supervisor will be assigned by the host university to each selected intern.
- 2-4 The internship period will not exceed six months.
- 2-5 Before the start of an internship, the primary host supervisor and the intern will discuss and agree upon the internship areas, topics and responsibilities.
- 2-6 The primary host supervisor will make an agreement on confidentiality, intellectual property rights, and work achievement with interns, consistent with the policies of the host university.
- 2-7 Promptly after an internship has ended, the primary host supervisor will send a performance report to the home university.
- 2-8 Each university may appoint a coordinator of the internship exchange program.
- 2-9 The interns or their sponsors at the home university must take responsibility for all expenses incurred by the interns. This does not preclude the interns from applying for any scholarships.
- 2-10 The host university will help interns find housing that is convenient for the interns.
- 2-11 Interns will be required to purchase health insurance that meets the host university's regulations. The insurance premium and all out-of-pocket costs that the insurance does not cover will be the personal responsibility of the interns.
- 2-12 In case of an emergency during an intern's stay at the host university, both universities will co-operate to facilitate the safety of interns.
- 2-13 In the event of termination of this Memorandum, both universities shall provide all support services stated above for interns until the end of their internship.

3. General Terms

- 3-1 This Memorandum shall come into effect on the date of the signatures to the agreement and shall be valid for a period of three years. It will thereafter be automatically renewed every three years subsequently unless either university notifies its intention of termination at least 3 months prior to the expiration date.

- 3-2 This Memorandum is made in duplicate in Japanese and English, both texts being equally authentic.
- 3-3 Neither university assumes any financial responsibilities with this Memorandum.

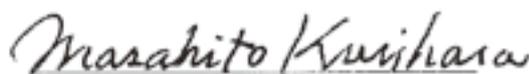


Edwin L. Thomas NAE
William and Stephanie Sick
Dean of Engineering
Professor of Mechanical Engineering and
Materials Science
Professor of Chemical and Biomolecular
Engineering
George R. Brown School of Engineering
Rice University



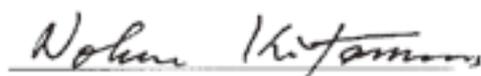
Naoshi BABA
Dean
Faculty, School and Graduate School of Engineering
Hokkaido University

Date : Oct. 19, 2011



Masahito KURIHARA
Dean
Graduate School of Information Science
and Technology
Hokkaido University

Date : Oct. 19, 2011



Noboru KITAMURA
Dean
Graduate School of Chemical Sciences
and Engineering
Hokkaido University

Date : Oct. 19, 2011



Research Internship Exchange Agreement



between the

**Graduate School of Engineering,
Graduate School of Information Science and Technology
and**

**Graduate School of Chemical Sciences and Engineering
at**

Hokkaido University, Japan

and the

Science and Engineering Faculty

at

Queensland University of Technology, Australia

The Graduate School of Engineering, Graduate School of Information Science and Technology and Graduate School of Chemical Sciences and Engineering, Hokkaido University, Japan (hereafter referred to as HU) of Sapporo, Japan, and the Science and Engineering Faculty at Queensland University of Technology (hereafter referred to as QUT), Brisbane, Queensland, Australia have strongly complementary research interests and expertise.

HU and QUT do hereby agree upon the following provisions concerning the Research Internship Exchange Program.

Article 1: Objective

The purpose of the internship exchange program is to promote collaborative research exchanges and to promote a greater understanding of the multiple perspectives brought to international issues and to increase the competencies of students who will live and work in an increasingly interdependent world.

Article 2: Internship Exchange framework

- i. Each institution will accept up to two full-time students per year to undertake supervised research for a period not exceeding three months (unless in exceptional cases where sufficient justification can be shown and agreed upon by both parties in advance). Any change in the number of students to be sent on exchange will be mutually agreed and a review of the number will be conducted periodically.
- ii. Each exchange student shall be subject to the same academic and non-academic rules, regulations and requirements applicable to all students registered at the host institution.

- iii. Each exchange student shall be selected according to the relevant procedure and at the discretion of the home institution and the host institution shall honour the selection so made.
- iv. The home institution will advise the host institution of a student's intention to undertake research exchange under the terms of this agreement with a minimum of six (6) months' notice in order to provide the host with a reasonable timeframe in which to optimise the allocation of space and resources in support of the proposed research activity.
- v. Students of HU will apply as non-award exchange students and will be responsible for obtaining the correct visa as required by the relevant national authority for students undertaking non-award studies/internships. Students of QUT will apply through the standard exchange process at QUT and for the purposes of HU, they will be regarded as intern students.
- vi. The exchange and sharing of technical and scientific data and research material and the purchase and shipment of the scientific supplies and equipment for the research projects undertaken by research students being exchanged under this agreement will be agreed upon between the parties. All relevant guidelines and applicable State, Federal and International regulations will be complied with.
- vii. Each exchange student will return to the home institution after the exchange period unless both institutions approve an extended stay.
- viii. When one of the parties to the Agreement is unable to select an appropriate candidate for the exchange program for a given academic semester, the other institution may send the usual number of students. The institution that is not able to send a student holds the right to send an additional exchange student in subsequent semesters so that a balance is reached over a five-year period.
- ix. The host institution will assist exchange students in locating suitable residential accommodation.

Article 3: Financial matters and obligations

- i. Neither institution will charge tuition or administration fees from the exchange student of the other institution.
- ii. Each exchange student will pay his/her own room and board for the semester at the host institution.
- iii. Each exchange student must ensure that they have overseas health insurance coverage at their own expense for the period of study at the host institution.
- iv. All other expenses required or incurred for the purpose of taking part in the exchange program will be the responsibility of each student concerned, with the home institution free to provide any assistance it may desire. Such expenses include but are not limited to international and in-country transportation, books and other incidental and personal expenditures.
- v. To assist in offsetting the cost of living expense for students undertaking this program, HU will provide funding support to a maximum of two QUT students valued at JPY 100,000 per month for each student for the duration of the approved exchange period. The School of Chemistry, Physics and Mechanical Engineering (CPME) at QUT will support up to a maximum of two HU students undertaking a research exchange in CPME for the approved exchange period, valued at AUD 1000 per month.
- vi. If a student of HU seeks to undertake a research exchange in another School within the Science and Engineering Faculty (SEF) at QUT, HU will advise QUT at the earliest practicable time. Within SEF, the decision concerning the level of funding support which may be available to help offset living costs for HU

research exchange students under this agreement remains at the discretion of the relevant Head of School.

Article 4: Intellectual Property

- i. In recognition of the shared commitment of HU and QUT to supporting the students' research endeavours, the protection of the resulting thesis content and the publication, exploitation and protection of the results of the specific research covered by this agreement will be subject to the Intellectual Property regulations of both Institutions.
- ii. Intellectual property residing wholly within the respective institutions will remain the exclusive property of the institution.
- iii. Intellectual property that arises directly from the period undertaken on exchange will be articulated and governed under a separate and specific agreement.

Article 5: Sundry

- i. Both institutions will nominate an academic staff member to oversee the implementation of this Agreement, and those nominated will be listed in the Appendix to this Agreement.
- ii. Violation of local law committed by the student in the host country may result in immediate withdrawal of the immigration and academic sponsorship and expulsion from the host country.
- iii. This Agreement shall be valid for five (5) years from the date of signing. It shall be reviewed six (6) months prior to expiry and may be renewed for a further term by mutual agreement.
- iv. The parties agree to resolve disputes, including those arising from the interpretation of the present agreement in a co-operative manner, and in accordance with rules and regulations of both institutions. Student grievances will be resolved jointly and in line with the regulations of both institutions.
- v. In the event that a dispute cannot be resolved, the issue(s) will be submitted for arbitration; each party will appoint a member of the arbitration panel and an additional member will be chosen by mutual consent. At QUT, the student ombudsman may be involved in such a panel.
- vi. This Agreement may be terminated by either institution at any time provided that the terminating institution gives a minimum of six (6) months notice in writing. In the event of termination of this Agreement, students who are already participating and/or have been approved to participate in the exchange program will be allowed to proceed with their internship under the conditions outlined in this Agreement until the end of their exchange.

As witness to their consent to this Agreement the appropriate authorities hereunto provide their signatures.

Signed for and on behalf of
Graduate School of Engineering,
Hokkaido University, Japan



Professor Naoshi BABA
Dean

Date: Jul. 11, 2012

Graduate School of Information Science
and Technology,
Hokkaido University, Japan



Professor Masahito KURIHARA
Dean

Date: July 13, 2012

Graduate School of Chemical Sciences
and Engineering,
Hokkaido University, Japan



Professor Toyoji KAKUCHI
Dean

Date: July 12, 2012

Signed for and on behalf of
Queensland University of Technology, Australia



Scott Sheppard
Deputy Vice-Chancellor
(International & Development)

Date: August 6, 2012

《eラーニングシステム開発部 資料》

1. 講義撮影環境の高機能化と低価格化の実現

資料 4-1 CEED eラーニングシステム開発部における講義撮影業務の完全内製化およびそれに伴うSD撮影環境からHD撮影環境への移行について

2. 工学系FD提供資料

資料 4-2 eラーニングコンテンツの著作権を教員に

資料 4-3 eラーニングコンテンツへの他者の著作物利用について

資料 4-4 著作権に関する判例

《CEED eラーニングシステム開発部における 講義撮影業務の完全内製化 およびそれに伴う SD撮影環境からHD撮影環境への移行について》

平成23年度以前、eラーニングシステム開発部（当時名称：社会人教育プログラム開発部）における講義撮影業務は、その多くを外部業者に委託しておりコスト高が問題点として挙げられていた。そこで平成24年度における活動目標として、講義撮影業務を完全内製化することを掲げたが、平成17年度に構築された既存の環境は、ノンリニア編集を念頭に置いたものとはいえ冗長性も多く、完全内製化のためには『業務全体の作業効率を改善』することが必須であった。

改善案を検討していたところ、平成23年度末は地上デジタル放送完全移行化の直後であり、高速インターネットの普及が本格化し、一般人が手軽に高画質動画を作成し、配信し、視聴できる環境が整いつつあった。これらのことは『HD（HighDefinition＝高精細度）画質に対応した機材の低価格化』を促し、これらの機材を活用してきちんと環境を設計すれば作業効率をアップさせることが可能となっていた。

結果として、SD（StandardDefinition＝標準画質）撮影環境からHD撮影環境への移行を実施することで、副次的に『業務全体の作業効率改善』をも達成することができた。

本項では、新たな環境として導入したHD撮影環境のための機材を、その役割に関する注釈も交えつつ、これからHD撮影環境の構築を考えられている方向けの虎の巻形式で紹介する。

（可能な限り専門用語を用いず一般的な言葉で記述しているため、一部実際の用語と異なる説明をしている。）

1. 【HDデジタルビデオカメラ】

Panasonic AG-AC130A

このカメラは俗にいうプロフェッショナル用的高级カメラである。実はHD画質で撮影できるカメラという条件のみで選定するのであれば、高级カメラでなくとも一般に流通している民生カメラでそれなりの動画にはなる。だが、高级でなければならない理由がある。



第一の理由として、設定を細かく微調整可能であることが挙げられる。民生カメラは基本的に一般人が、運動会の子供や歩きながら見える風景といった、動きのある被写体を撮影するために使用することを想定しているため、光量や色合いといった撮影環境に応じて異なる数値を自動で適正值に設定してくれる。だがそれ故に、撮影者が任意の値に設定す

ることができない（一部の値は設定できる場合もある）。例を挙げると、カメラのレンズから被写体までの距離を調節することをピント合わせと言うが、これをプロジェクターからの映像が投影されたスクリーンに合わせるとしよう。教員が講義をする場合、スクリーンに対し何もしないということは非常に稀で、大抵はレーザーポインタや指し棒等で説明箇所を示し触れる。スクリーンは4隅が完全に固定されているものではないので、ユラユラと揺れてしまう。人間の視覚では大したことのない変化だとしてもカメラは敏感に察知し、数センチ奥に行ったり手前に行ったりするたびにピントを合わせようとしてしまうのだ。この変化はごく短い周期で繰り返されるため、自動設定された民生カメラは追従することができない。その結果、ぼやけた動画ができあがってしまう。それに対して高級カメラは撮影環境に応じて異なる数値のほぼ全てを手動で設定することができる。もちろん、途中から照明を点ける・消すといった、撮影中に大きく環境が変化する場合は人間が設定しなおさなければならないし、設定にはそれぞれの値に関する知識と、環境に適切に合わせるための経験が必要になる。だが、講義を撮影する場合においては、人間が知覚できない微妙な変化はカメラが黙認してくれたほうが、往々にして品質の高い動画ができるのである。

第二の理由として、外部からの音源取り込みを可能とすることである。教員や学生の音声を収録する場合、大別して手持ちマイクやピンマイクなどで収録する方法と広範囲にわたって音を取り込む集音マイク（大抵はカメラに内蔵されている。）で収録する方法の二つが考えられる。明瞭な音声を求めるならば環境音等を避けることのできる前者の方が良いが、この音声を入力するための端子はXLR端子と呼ばれるものが用いられていることが多く形状が特殊であり、民生カメラには用意されていない。きちんと機種を選定すれば、オーディオピンプラグという端子（パソコン等でヘッドフォンを指す際のもの等。）で音声を取り込むことは可能だが、これは利便性が高い端子である代わりに接触が甘くノイズの原因になってしまうことが非常に多い。高級カメラだとXLR端子があらかじめ備えられていることがほとんどなので、明瞭な音声を収録することができる。

他にも選定の理由は多数あるが、第一および第二の理由を基にまとめると、カメラ選定の際は『手動設定可能な項目』と『入力と出力端子は何を有しているか』に着目すべきと言える。

2. 【三脚・雲台セット】

Libec RS-350R（グラッドスプレッダータイプ）

三脚メーカーは数多くあり類似した仕様の物も少なくないが、最も気をつけるべきこととして、写真撮影用と動画撮影用の三脚セットは全くコンセプトが異なるため混同してはいけないという点がある。



動画撮影は基本的に動きのある被写体を追わなければならないが、追う手段としては、ある箇所を軸とした首振りであり回転運動を基本とする。そのため、動画撮影用三脚セッ

トは上下左右と傾きを自在に調整できるようになっており、三次元的に見てかなり広範囲をカバーすることができるが、写真撮影用は基本的に動きのない被写体（もしくは動きのある被写体の一瞬）を対象とし用途が全く異なるため、カメラの軸をそれほど調整できるようになっていないのである。

また、三脚セット全体の重量にも配慮する必要がある。カメラ等積載重量にも影響するが、品質の高い映像を収録するためにまず何より軽いものではなく重いものを選ぶべきである。持ち運びの関係から軽いものに目が行きがちではあるが、なるべく低所に重心がくるよう設計されていて且つ重い三脚セットの場合、全く逆のそれと比べると、映像の微振動が相当量軽減されるためである。

3. 【アナログオーディオミキサー】

PROTECH FS-305 (Type A)

音声の収録にあたり、音割れ等を避けるために音量等を一元管理するのがオーディオミキサーである。ミキサーは様々なメーカーから多種リリースされているが、大別してデジタルオーディオミキサーとアナログオーディオミキサーに分けられる。あらゆる物にデジタル化が進む昨今、ミキサーでもデジタルを選定したくなるかもしれないが、オーディオだけはアナログをお勧めしたい。理由はトラブル時の信頼性の違いにある。



デジタルの場合、音声を0・1信号のデータに変換して保存するので内部的な故障等の際にデータは全く出力されることがない。それに対しアナログは、基本的に音声をありのまま保存するので例えノイズ混じりになったとしても何かしらのデータが出力される可能性がある。

またミキサーには大抵、HDデジタルビデオカメラの項で前述したXLR端子という入出力が備えられている。XLRケーブルというものを接続するのだが、これは接続部分の接触不良が少なくケーブル自体の取り回しも容易で、安価に長距離のものを調達することができるという特徴があり、音響業界では一般的に用いられている。もちろんXLRだけがベストでデファクトスタンダードという訳ではないが、機種選定に迷う場合はとりあえずこれを入出力に選んでおけば大きな間違いはないだろう。

4. 【HDMI ケーブル】

HORIC HDMI ケーブル等

HDMIとはHighDefinitionMultimediaInterfaceの略であり、高品質の映像と音声を1本のケーブルで同時に転送できる規格である。最近では様々な機器に広く普及しており家庭用液晶テレビ等にも備えられ



ている端子であるが、ここでは専らカメラの記録データをモニタリングディスプレイに出力するために使用している。

メリットはやはりケーブルが1本で済むことだが、デメリットとして端子の接続部分がぐらついたり抜け落ちたりしやすく、またケーブル自体が太くて取り回しがしにくい為、よく移動させる機器やデータ転送が途切れると致命的な機器には推奨できないので、利便性や明瞭性とリスクを十分に検討して使用すべきである。

5. 【ワイヤレスHDMIキット】

SKYWAVE WHD-11TRX70



HDMIケーブルは、当該項で取り回しがしにくいというデメリットを前述したが、もう1つのデメリットとして長距離のケーブルが（平成24年度時点では）非常に希少であることが挙げられる。理由はHDMIの規格がケーブル長を5mまでしか保証していないため、機材の設置場所によってはケーブルが届かなくなる可能性がある。

そこで配線方法を選ばないワイヤレスのHDMIデータ転送方法として本機を挙げている。金属製障害物の有無にもよるが概ね20m程度までなら環境を選ばずサポートし、バッテリー駆動が可能であるためカメラの可搬性を妨げることもない。プロ用機材なので非常に高価なものであるが、信頼性は群を抜いている。

なお、無線機器に共通の事項であるが、使用する周波数帯によっては日本国電波法の適用を受け屋外での使用に制限が設けられており、本機も該当しているので用途次第では注意の必要がある。

6. 【ワイヤレスマイク】

SONY UWP-V1（無線マイク送信機受信機セット）



インタラクティブな講義を行う教員の音声を収録する場合、有線のマイクでは教員の移動を制限してしまう可能性があるため、可能ならばポータブルサイズの無線マイク送信機を教員に身に着けさせてもら

うと良い。講義室によっては音響機器があらかじめ用意されている場合もあるが、収録機器との相性問題を避けるため出来るだけ自前の送受信機セットを運用すべきである。

また送受信機セットは大抵の音響機器メーカーが製品を提供しており、機能自体に大差はない。その中でもCEEDはSONY製の本機を採用しており、メーカーとしての信頼性は言わずもがなであるが、マイクのステレオピンの抜け落ちを防止する機構を有していたり、金属製で頑丈であるにも関わらず軽量であったりと、第三者（撮影される教員）に撮影者側の機材を預けなければならない際の要件を満たしており、推奨する。

7. 【超指向性集音マイク】

ゼンハイザー MKH416-P48U3

教員には常に一定の位置で音声を録音することのできるピンマイク等を装着することができるが、学生については人数が多くピンマイクは使えない。ハンドマイクを使用してもらう方法もあるが、学生がスイッチを切ってしまうたり口にあまり近づけずに話してしまったりと、安定して録音できないことも多い。



そこで高度な指向性の集音マイクを定点から発言している学生に向け、音声を拾うこととした。ただし超指向性といえど環境音は少なからず拾ってしまうため明瞭な音声である保証は無く、あくまでも補助的な音源として運用すべきである。ここに挙げた本機はテレビ放送局でも多数採用されているプロ用の機材であるため、指向性マイクの選定においては参考にすると良いだろう。

8. 【SDメモリーカード】

Sandisk ExtremeSDHC32GBClass10

一昔前のカメラの場合データの記録媒体は磁気テープで、編集するためにパソコン等に取り込むには撮影時間とほぼ同等の時間をかけてテープを参照しなければならず、効率が悪かった。しかし最近ではデータの記録媒体にメモリーカードを使用する機器が主流となっており、パソコン等に取り込む際の時間が大幅に短縮されている。



また、磁気テープの場合は記録時間の増加に伴いテープそのものが大型化することが避けられなかったが、メモリーカードの場合は大容量化と小型化の進化が著しく、取り回しのし易さもメリットと言える。データ記録の信頼性で言えばアナログの磁気テープに軍配が上がるが、上記メリットによる恩恵が絶大であるため基本的にはメモリーカード記録を推奨する。

9. 【キャプチャーボード】

BlackMagicDesign IntensityShuttle, SK-NET MonsterXLive

ノートパソコン等のディスプレイに表示されている画面をプロジェクターに映す場合、ケーブルを端子に挿すだけで簡単に表示することが出来るのはそれが映像データの出力を担っているからであり、逆に映像データをパソコンに入力する場合は同じ端子を使用することが出来ない。そこで、一般的なパソコン等に備えられているUSB端子からの入力を可能とするようデータを変換する機器をキャプチャーボー



ドという。

IntensityShuttle は非常に高画質な映像データを入力することが出来て、Windows 用と Mac 用があるがパソコンに高い能力が求められる。MonsterXLive は適度な画質の映像データを入力することが出来て、パソコンの能力をそれほど求められないが Windows 用しかない。

一般人がHD画質対応カメラや高性能パソコンを容易に入手できるようになり、キャプチャーボードもここに挙げた2機種以外にも多数の機種が普及しているが、構造はいずれもさほど変わらないので、必要とする映像データの画質レベル等に応じて選定すると良いだろう。

10. 【プロダクションスイッチャー】

BlackMagicDesign ATEMTelevisionStudio

撮影において映像を管理する人員をディレクターという（厳密には音声や全体構成も含めたディレクションをする立場である。）が、撮影中にそれぞれのカメラがどのような映像を録画しているかをディレクターが一つ一つ移動して確認するのは非効率的であり、1箇所で全ての映像を確認できるようにすべきである。これを可能にするのがモニタリング機器であり、ここではその機能を満たすものの一つとしてプロダクションスイッチャーを挙げている。



モニタリング専用の機器も存在するが、ATEMTelevisionStudio はモニタリング機能に加えて、パソコン等外部機器への動画出力機能も備えており、インターネットを介して Ustream 等への生中継を可能にする。そして何よりの特徴として非常に安価である。一般的なスイッチャーの相場が数十万～百万円に対し、本機は8万円と破格であり、ノートパソコン等周辺機器の接続機器が前提であることを差し引いてもコストパフォーマンスは抜群といえよう。マニュアルに日本語版が用意されていないことや操作説明があまり詳細でないことなど、基本的には海外のプロユーザー向け製品ではあるが、一度コツをつかんでしまえば非常に有用な機材となるだろう。

11. 【ヘッドフォン】

SONY MDR-7506

ヘッドフォンの選定は軽視されやすく、ポータブルオーディオプレイヤー等に良く用いられているイヤフォン等を使用しているケースも見られる。しかし動画を視聴する側の視点で考えてみると、音声がとても聞くに堪えない動画というのはそれだけで視聴意欲を失わせてしまうだろう。よって音声管理を担う人間の直接的なインターフェイスであるヘッドフォンこそ適切なものを選



定すべきである。

ここに挙げている MDR-7506 は入力された音をほとんど何も加工せずそのまま耳に伝えるという特徴がある。至極当然のことと思われるかもしれないが、一般的に普及しているヘッドフォンというのはノイズを軽減したり低音を強調するといった『快適に音楽を聴く』ことを目的とする音加工が密かに行われている。良い事のように思えるが、撮影においてはあまり好ましい機能ではない。撮影時、教員の音声を収録している際に何らかの原因でノイズが含まれても気付くことができなかつたり、低音が強調されて不自然な音に聞こえてしまう可能性があるからである。他にも MDR-7506 はコンパクトに畳むことができるので、撮影機材を収納したり移動したりする際に便利であり、推奨する。

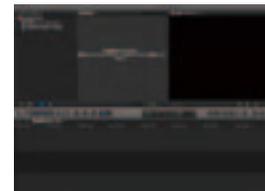
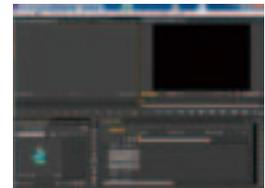
1 2. 【オーサリングソフトウェア】

Adobe CreativeSuite6PremierePro, Apple FinalCutPro

オーサリングとは、映像や音声等を編集して最終的に一つの作品を仕上げることを指し、現在はほぼ全てがパソコンで行われるようになった。Windows や Mac に元々備わっているソフトウェアでも簡易的な編集を可能としているが、撮影に協力いただいた教員のニーズに完全に応えるためにはやはり専用のソフトウェアが必要となる。

CreativeSuite6PremierePro (Win, Mac) や FinalCutPro (Mac) はいずれも有料のソフトウェアであり、動画を取り扱うことに最適化されている。それぞれの違いとして、前者はプロのニーズにも応えられるほど何でも出来る機能を備えている代わりに操作に高い知識を要し、後者はセミプロのニーズくらいまでなら応えられるほどの動画編集に限定されている（ただし、追加ソフトウェアの購入で機能を拡張できる）が操作は直感的なもので比較的敷居が低い。他にも前者は高価で後者は安価という違いもある。

講義の収録ということに限定すれば、両ソフトウェア間で出来ることに大差は無いため、あらかじめ保有している PC 等環境に応じて適宜選択すると良いだろう。



1 3. 【SDメモリーカードリーダー】

iBUFFALO BSCR15TU3BK (USB3.0)

一般的な大学講義を撮影すると90分の動画が作成され、そのデータ容量は約6.5ギガバイトになる（必要とする解像度にもよるがここではCEEDで採用している1280x720の解像度で例示している）。

このデータを一般的なPCに備わっているであろうUSB2.0接続で転送しようとする、理論上の最高速度では2分前後で転送終了するはずだが実際にはそこまでの速度には



ならず15分弱を要する。一つを転送するだけならば気にならないが、データ数が多くなればなるほど転送速度が冗長部分として作業全体の効率を低下させる。

そこでここに挙げているUSB 3.0規格のメモリーカードリーダー（理論上の最高速度で10秒強、実際で1分強）を採用し、作業効率を大幅に向上させた。目立たない部分ではあるが、環境構築の際に余裕があれば備えることを推奨する。

14. 【モニタリング用モバイルディスプレイ】

GeChic Corporation ON-LAP1301

撮影中にカメラが録画している映像をモニタリングする必要性はプロダクションスイッチャーの項で前述した通りだが、モニタリングに使用するディスプレイの可搬性が低いと多様な撮影環境に対応することが難しくなる。



そこで採用したのが重量1kg未満・HDMI入力対応・USB電源駆動の13インチディスプレイであるON-LAP1301である。接続端子形状がやや特殊であったり、色の再現度がそれほど高いものではなかったり、少し角度をつけて見ると映像が極端に見にくくなったりと扱いにくい面のある機材だが、プロ用の映像モニターは10万円以上の高価な製品が多いのに対して、本機は2万円弱であるため安価な撮影環境の構築においては推奨したい。

なお、平成24年度末時点では細かな点がバージョンアップされた後継機種がリリースされている。

15. 【VGA-HDMIコンバーター】

Tsdrena HAM-CH1VG-K

パソコンから映像を出力するための端子には、DVI-I・DVI-D・HDMI・ディスプレイポートなど様々だが、最も普及している端子はVGAケーブルを接続するミニD-sub 15ピンである。



しかしこれはSD画質の出力しか出来ない。HD画質に対応する周辺機器が続々とリリースされるに伴ってVGA端子を非搭載とするパソコンも散見されるが、まだSD画質・VGAに見切りを付けるには至らない。

そこで、教員が持参したパソコンにVGA端子しかない場合に、出力されたSD画質のデータをHD画質のデータに変換してHDMIケーブルで出力するために採用したコンバーターが本機である。ケーブルを接続し電源を供給するだけで機能するシンプルな構造なので、講義を行う教員に負担なくHD環境を構築する場合には推奨できる機材である。

16. 【HD画質対応プロジェクター&スクリーン】

EPSON PT-EZ570, オーエス SMP-120WM-W1

VGA—HDMIコンバーターの項で前述したようなSD画質からHD画質への変換をしたとしても、その映像を出力するプロジェクターや映し出すスクリーンがHD画質に対応していなければ意味がない。

プロジェクターの選定基準は、HDサイズでの出力が可能で出来るだけ明るくクッキリと映し出せるものとしてEPSONの本機を採用した。また、スクリーンはメーカー最大手のオーエス製品を採用したが、グレータイプの物を選定した。明るくクッキリ映し出すためにはホワイトタイプやクリームタイプが良いが、グレータイプの大きな特徴として蛍光灯の乱反射を軽減する働きがあり、スクリーンの一部分だけが真っ白になるといったトラブルを予防することができる。

注意点として、明るいタイプのプロジェクターは駆動音が概ね30～40デシベル以上あるため音声の収録に支障をきたす場合があり、グレータイプのスクリーンは正面以外の位置から見ると若干暗く見える。いずれも可能ならば実物を事前に確認しておきたい。



17. 【延長コードドラムリール】

日動工業 NL-EK20S 【RCP】

ワイヤレスHDMIキットの項で、機材の設置場所によっては配線が困難な場合があると前述したが、電源にも同様のことが言える。

電源を遠方から確保するためのドラムリール型延長コードとしてNL-EK20Sを採用した。これは主に工事現場等で用いられている延長コードだが、家庭用の製品と比べて3芯プラグに対応しており、また手元に這わせるのはドラムリールでなくケーブルの先端なので取り回しが容易である。ドラムリール型延長コードの中では約2万円と高価な製品だが、汎用性の高さから推奨する。



工学部FD 2012年10月

eラーニングコンテンツの著作権を教員に - 内規で明確化 -

CEED

e-ラーニングシステム開発部

(旧名称: 社会人教育プログラム開発部)

篠原 潤一

1. 撮影から運用までの流れ

・撮影、校正、配信、受講生受付、海外協定大学を含む

2. 教員の負担とメリット

・校正、他者著作権配慮、著作権、対面講義との組合せ

3. 内規で定めたこと

・教員の著作権、校正、公開範囲、退職後の扱いなど

4. eラーニングコンテンツへの他者の著作 物利用について(別紙参照)

1. 撮影から運用までの流れ

3

① 撮影



② 編集



④ 再編集、完成
次学期より配信



教員

① いつも通り授業
(PPT、配布資料のデータを
を提供する)

③ 著者校正
(秒単位でカットが可能)

⑥ eラーニング受講申請受付
ID/パスワード発行



CEED



(北大学生、協定大学学生)

⑤ 受講許可付与



教員

CEEDは北大学生の受講の他、協定大学でのCEED eラーニング受講環境も整備します。
(協定大学に、北大教員の要望に応じて協定大学に配信を計画します)

協定締結大学:

4

部局間協定締結大学数: 17校

大学間協定締結大学数: 24校

(1) 部局間協定締結大学 (工学研究科・工学部とのもの)

協定締結大学名	国名	協定締結年月日
バンテン工科大学工学部・計測工学部	インドネシア共和国	2009.8.11.2010.8.19
仁川工科大学	大韓民国	2011.5.20
東横国立大学		1985.8.24
上海交通工科大学		1992.11.23
清華大学		2008.3.10
西安交通大学	中華人民共和国	2010.8.12
慶応大学		2011.3.9
ハルビン工科大学		2008.8.19
ハルビン工科大学		2009.8.11
タマプート大学シロントーン国際工学部	タイ王国	2007.5.18
サガヤンサラタンサブリ工科大学		2008.7.17
リッショープン工科大学	スウェーデン	2005.8.24
バレンシア工科大学建築学・土木工学部	スペイン	2009.1.9
フランス共和国機械教育研究センター	フランス	2011.1.19
デンベルグ工科大学	フィンランド共和国	2011.1.19
デンマーク立憲大学工学部	デンマーク	2010.3.31
国立中央大学	ブルキナファソ	2010.1.28

(2) 大学間協定締結大学 (工学研究科・工学部と関連があるもの)

協定締結大学名	国名	協定締結年月日
バンテン工科大学	インドネシア共和国	2009.8.20
ソウル工科大学		1997.10.19
東横国立大学		2000.2.9
東横国立大学		2000.8.4
東横国立大学		2001.7.9
延世大学	大韓民国	2009.8.13
慶応大学		2007.12.9
慶応大学		2009.2.19
慶応大学		2009.4.13
新加坡国立大学		2010.6.30
北京航空航天大学	中華人民共和国	2008.11.19
京大		2002.1.22
ジュネーブ工科大学	スイス	2008.7.30
アリソン工科大学	タイ王国	2008.11.4
トリップラン工科大学	ネパール	2010.10.24
オックスフォード工科大学	英国	2001.12.11
ジョージア工科大学	米国	2000.1.5
ブリスベン工科大学	オーストラリア	2004.11.4
スウェーデン工科大学	スウェーデン	2009.12.11
コロンビア工科大学	ドイツ	2010.7.9
スウェーデン工科大学	スウェーデン	2010.7.9
ライス工科大学	アメリカ	1997.4.2
アムステルダム工科大学	オランダ	1997.8.13
セントラル工科大学	オーストラリア	2010.7.9

「大学院工学研究院・工学院・工学部 概要」 P21

2. 教員の負担とメリット

5

負担

(引用について説明)

- ・他者の著作権を侵害しないよう配慮すること (後述)
- ・撮影後のビデオを見て校正をすること
(カットしたい場面を特定してCEEDに指示する)

メリット

- ・教員が著作権を持つ (後述)(内規について説明)
- ・eラーニングコンテンツを様々な用途に使える
 - 予習・復習(日本人、外国人留学生の支援)
 - 補講(突発的な休講対応)
 - 場所と時間を選ばず受講可能(インターンシップ支援)
 - 海外協定校との連携に活用(ネットワーク拡大)
 - 教員の意思による任意の活用(北大外講演、出版等)

3. 内規で定めたこと

6

- ・著作権法に定めるものに加え、著作者とCEEDの権利と義務を定めた
 - 著作者(教員): 著作権、コンテンツの校正など
 - CEED: 講義の撮影、配信、受講履歴取得など
- ・著作者と管理者はeラーニングコンテンツの作成及び使用に関する確認書を作成する
 - 確認事項: 許諾期間、視聴者の範囲(変更可)
- ・著作者の退職後: 後任者に運用を引継ぎ可能
- ・著作権が第三者に移転する場合: 内規は有効

e ラーニングコンテンツへの他者の著作物利用について —原則と法的根拠、放送大学の経験・助言、北大の改善案—

1. 他者の著作物利用をする際の原則と無断利用の法的根拠

原則：他者の著作物を利用する場合は、著作権者（著作者、出版社）の了解を得ることが原則です。

無断利用できる場合の法的根拠：

（引用）著作権法第 32 条「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」

（出所の明示）著作権法第 48 条「次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

1 第 32 条・・・の規定により著作物を複製する場合」

2. 放送大学 尾崎史郎教授からいただいた助言と、判例

法律は抽象的であるため、判例を調査する切り口から放送大学から助言をいただいた。

Q1 e ラーニングコンテンツに関連する判例はあるか？

A1 調査しているが見つからない。

Q2 論文へ引用する際の注意事項は、e ラーニングコンテンツに当てはまるか？

A2 判例は見当たらないが、仮に裁判が起こされて裁判官が判断をするとしたら、

①数ページの論文の中での部分的な引用が行われている場合

②e ラーニングコンテンツとして使われるパワーポイントの 1 ページの内容全てが引用である場合とでは印象が異なると推定される。(②の方が法律違反の判断がされやすい)

Q3 e ラーニングコンテンツについて何故判例が無いのか？

A3 利益を求めた活動ではないため、著作権者から苦情が寄せられた時点で和解がされやすい、また e ラーニングコンテンツが比較的少人数の閉じた範囲で利用されているためとも考えられる。

Q4 e ラーニングコンテンツに他者の著作物を利用することを申し込んだ時の利用料金は？

A4 ある大学の例では、100 件程の利用の申込をし、ほとんどは無料で OK された。使用料を請求されたのは数件で、使用料も全体で 20 万円から 30 万円程度であったとの話を聞いたことがある。お金の問題よりも感情的な面が反映されることがあり、「自分のお寺の写真を使う場合は、XX 社撮影の写真は使わないで欲しい」という回答もあった。なお使用料には相場というものは無く、著作物を提供する人の意思によって決まる。

Q5 その他に拠り所は？

A5 教科書などの書籍を著作する際と同様に“引用”に注意を払えば、問題はないと考えられる。

著作物性に関する判例： 全ての資料が著作物というわけではないということを示しており重要番号は、平成 24 年度教育著作権セミナー資料と同一（2012/9/4 北大で開催されたセミナーで配布）

- ① データの著作物性を否定した事案(名古屋地裁平成 12 年 10 月 18 日判決「自動車部品生産流通調査」事件(判例タイムズ 1107 号 293 頁))
- ② 事実を素材とするものでも文章表現に創作性があれば著作物に該当するとした事案(東京地裁平成 10 年 10 月 29 日判決「SMAP インタビュー記事」事件(判例時報 1658 号 166 頁))
- ⑤ データを一般的な手法に基づき表現したのみのグラフは著作物ではないとした事案(知財高裁平成 17 年 5 月 25 日判決「京都大学博士論文事件」(裁判所 HP))
- ⑦ 数学に関する命題の解明過程自体は思想そのものであり著作権保護の対象外とした事案(大阪高裁平成 6 年 2 月 25 日判決「野川グループ」事件(判例時報 1500 号 180 頁))
- ⑨ 客観的事実、手順・手法、アイデア自体は著作権保護の対象外とした事案(東京高裁平成 13 年 9 月 27 日判決解剖実習の手引き」事件(判例時報 1774 号 123 頁))
- ⑬ 建築の著作物とは芸術的な建築物をいうとした事案(大阪地裁平成 15 年 10 月 30 日判決「モデルハウス」事件(判例時報 1861 号 111 頁))
- ⑮ プログラムの具体的記述が、ごくありふれたものであれば創作性がないとした事案(東京地裁平成 15 年 1 月 31 日判決「製図プログラム」事件(判例時報 1820 号 127 頁))

3. この資料のまとめ

- 他者の著作物を利用する場合は、著作権者の了解を得ることが原則
 - 引用をする際には、著作物性に関する判例（否定する判例）があるので参考にできる。
 - eラーニングコンテンツに他者の著作物を引用する場合は、教科書などの書籍を著作する際と同レベルの注意を払う必要があると考えられる。
- 注：この紙面で「引用」は著作権法 32 条の範囲で著作権者に無許可で利用することを言います。

4. 今後の改善のための議論案とお知らせ

4.1 教員が eラーニングコンテンツを安心して制作できる環境を整備したい。

(案 1) 万が一の際に相談できる弁護士の配置検討

(案 2) eラーニング内規を北大全学レベルへ展開する活動

4.2 eラーニングコンテンツの専攻別長期計画を立てていただきたい

目標：各専攻 8 科目とする。 理由：大学院主専修科目 16 単位分に該当、海外長期インターンシップ派遣前に集中受講することが可能。

4.3 英語による講義を撮影し、eラーニングとして海外の協定大学へ配信する活動を CEED が行っています。英語による講義の撮影についても協力をお願いします。

連絡先 CEED eラーニングシステム開発部：ceed-con@eng.hokudai.ac.jp

文責 2012/10/30 CEED 篠原潤一 (shinohara@eng.hokudai.ac.jp)

(参考) 著作権に関する判例

1. 著作物性に関する判例

- ① データの著作物性を否定した事案(名古屋地裁平成12年10月18日判決「自動車部品生産流通調査」事件(判例タイムズ1107号293頁))

「本件データは、…をまとめたものであって、そこに記載された各データは、客観的な事実ないし現象そのものであり、思想又は感情が表現されたものではないことは明らかである。…データ自体は、仮にその集積行為に多額の費用、時間及び人員を費やしたものであったとしても著作権法の保護の対象となるわけではない。」

- ② 事実を素材とするものでも文章表現に創作性があれば著作物に該当するとした事案(東京地裁平成10年10月29日判決「SMAPインタビュー記事」事件(判例時報1658号166頁))

「『創作的』とは、表現の内容について独創性や新規性があることを必要とするものではなく、思想又は感情を表現する具体的形式に作成者の個性が表れていれば足りる。したがって、客観的な事実を素材とする表現であっても、取り上げる素材の選択、配列や、具体的な用語の選択、言い回しその他の文章表現に創作性が認められ、作成者の評価、批判等の思想、感情が表現されていれば著作物に該当するといえることができる。」

- ③ 外部的表現に作者の個性が何らかの形で表れていれば足りるとした事案(東京高裁昭和62年2月19日判決「当落予想表」事件(判例時報1225号111頁))

「『思想又は感情』とは、人間の精神活動全般を指し、『創作的に表現したもの』とは、厳格な意味での独創性があるとか他に類例がないとかが要求されているわけではなく、『思想又は感情』の外部的表現に作者の個性が何らかの形で現われていれば足り、『文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する』というも、知的、文化的精神活動の所産全般を指すものと解するのが相当である。」

- ④ ニュース記事の見出しは創作性を発揮する余地が比較的少ないとした事案(知財高裁平成17年10月6日判決「ヨミウリ・オンライン」事件(裁判所HP))

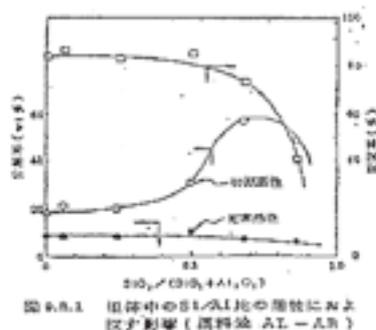
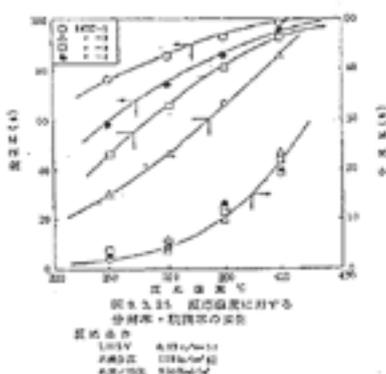
「一般に、ニュース報道における記事見出しは、報道対象となる出来事等の内容を簡潔な表現で正確に読者に伝えるという性質から導かれる制約があるほか、使用し得る字数にもおのずと限界があることなどにも起因して、表現の選択の幅は広いとはいえず、創作性を発揮する余地が比較的少ないことは否定し難いところであり、著作物性が肯定されることは必ずしも容易ではないものと考えられる。しかし、ニュース報道における記事見出しであるからといって、直ちにすべてが著作権法10条2項に該当して著作物性が否定されるものと即断すべきものではなく、その表現いかんでは、創作性を肯定し得る余地もないわけではないのであって、結局は、各記事見出しの表現を個別具体的に検討して、創作的表現であるといえるか否かを判断すべきものである。」

注：この事案では、365の記事見出しはいずれも創作性がある表現とまではいえないとして著作物性が否定された。

- ⑤ データを一般的な手法に基づき表現したのみのグラフは著作物ではないとした事案(知財高裁平成17年5月25日判決「京都大学博士論文事件」(裁判所HP))

「実験結果等のデータをグラフとして表現する場合、折れ線グラフとするか曲線グラフとするか棒グラフとするか、グラフの単位をどのようにとるか、データの一部を省略するか否かなど、同一のデータに基づくグラフであっても様でない表現が可能であることは確かである。しかしながら、実験結果等のデータ自体は、事実又はアイデアであって、著作物ではない以上、そのようなデータを一般的な手法に基づき表現したのみのグラフは、多少の表現の幅はあり得るものであっても、なお、著作物としての創作性を有しないものと解すべきである。」

著作物性が否定されたグラフ



- ⑥ 自然科学上の法則、発見、技術的思想自体は著作権保護の対象外とした事案(大阪地裁昭和54年9月25日判決「発光ダイオード学位論文」事件(判例タイムズ397号152頁))

「著作物として著作権法が保護しているのは、思想、感情を、言葉、文字、音、色等によつて具体的に外部に表現した創作的な表現形式であつて、その表現されている内容すなわちアイデアや理論等の思想及び感情自体は、たとえそれが独創性、新規性のあるものであつても、小説のストーリー等の場合を除き、原則として、いわゆる著作物とはなり得ず、著作権法に定める著作者人格権、著作財産権の保護の対象にはならないものと解すべきである(アイデア自由の原則)。殊に、自然科学上の法則やその発見及び右法則を利用した技術的思想の創作である発明等は、万人にとつて共通した真理であつて、何人に対してもその自由な利用が許されるべきであるから、著作権法に定める著作者人格権、著作財産権の保護の対象にはなり得ず、ただそのうち発明等が著作者人格権・著作財産権とは別個の特許権、実用新案権、意匠権等の工業所有権の保護の対象になり得るに過ぎないと解すべきである。もつとも、自然科学上の法則やその発見及びこれを利用した発明等についても、これを叙述する叙述方法について創作性があり、その論理過程等を創作的に表現したものであつて、それが学術、芸術等の範囲に属するものについては、その内容とは別に、右表現された表現形式が著作物として、著作者人格権・著作財産権の保護の対象となり得るものと解すべきである。」

- ⑦ 数学に関する命題の解明過程自体は思想そのものであり著作権保護の対象外とした事案(大阪高裁平成6年2月25日判決「野川グループ」事件(判例時報1500号180頁))

「数学に関する著作物の著作権者は、そこで提示した命題の解明過程及びこれを説明するために使用した方程式については、著作権法上の保護を受けることができないものと解するのが相当である。一般に、科学についての出版の目的は、それに含まれる実用的知見を一般に伝達し、他の学者等をして、これを更に展開する機会を与えるところにあるが、この展開が著作権侵害となるとすれば、右の目的は達せられないことになり、科学に属する学問分野である数学に關しても、その著作物に表現された、方程式の展開を含む命題の解明過程などを前提にして、更にそれを発展させることができないことになる。このような解明過程は、その著作物の思想(アイデア)そのものであると考えられ、命題の解明過程の表現形式に創作性が認められる場合に、そこに著作権法上の権利を主張することは別としても、解明過程そのものは著作権法上の著作物に該当しないものと解される。」

- ⑧ 学説・思想自体は著作権保護の対象外とした事案(東京地裁昭和59年4月23日判決「日本の名著・三浦梅園」事件(判例タイムズ536号440頁))

「原告は、…被告書の記述部分は、…原告著作物の記述部分に表わされた原告の学説ないし思想を盗用したものであり、これは原告の著作権を侵害するものである旨主張するが、学説ないし思想それ自体の保護が著作権法の保護の範ちゆうに属するものでないことはいうまでもなく、原告の右主張は主観自体失当というべきである。」

- ⑨ 客観的事実、手順・手法、アイデア自体は著作権保護の対象外とした事案(東京高裁平成13年9月27日判決「解剖実習の手引き」事件(判例時報1774号123頁))

「本件書籍に記載されているような、人体の各器官の構造、各器官と動脈脈及び神経叢との各位置関係等についての客観的な事実はもちろん、解剖の手順・手法も、これらに関する考え(アイデア)も、それ自体は、本来、誰に対しても自由な利用が許されるべきものであつて、特定の者に独占させるべきものではないことは、当然というべきである。したがって、解剖実習書である本件書籍についていえば、著作権法上の著作物となる根拠としての表現の創作性となり得るのは、表現された客観的事実自体、手順・手法自体やアイデア自体の有する創作性ではなく、これらの創作性を前提にし、これを当然の出发点としてもなおかつ認められる表現上の創作性に限られるものというべきである。」

- ⑩ 応用美術について著作物性を認めた事案

・長崎地裁佐世保支部昭和48年2月7日決定「博多人形」事件(無体例集5巻1号18頁)

「本件人形『赤とんぼ』は…その姿体、表情、着衣の絵柄、色彩から観察してこれに感情の創作的表現を認めることができ、美術工芸的価値としての美術性も備わっているものと考えられる。…従つて、本件人形は著作権法にいう美術工芸品として保護されるべきである。」

・神戸地裁姫路支部昭和54年7月9日判決「仏壇彫刻」事件(無体例集11巻2号371頁)

「実用品に利用されていても、そこに表現された美的表象を美術的に鑑賞することに主目的があるものについては、純粋美術と同様に評価して、これに著作権を付与するのが相当である」

⑪ 応用美術について著作物性を否定した事案

・京都地裁平成元年6月15日判決「佐賀錦袋帯」事件(判例時報1327号123頁)

「帯の図柄のような実用品の模様として利用されることを目的とする美的創作物については…純粋美術としての性質をも有するものであるときに限り、美術の著作物として著作権法により保護すべきものとしているものと解されるが、ここにいわゆる純粋美術としての性質を有するか否かの判定にあたっては、主観的に制作者の意図として専ら美の表現のみを目的として制作されたものであるか否かの観点からではなく、対象物を客観的にみてそれが実用性の面を離れ一つの完結した美術作品として美的感賞の対象となりうるものであるか否かの観点から判定すべきものと考えられる」

・東京高裁平成3年12月17日判決「木目化粧紙」事件(判例時報1418号120頁)

「応用美術のうち、例えば実用品の模様などとして用いられることのみを目的として製作されたものは、…高度の芸術性(すなわち、思想又は感情の高度に創作的な表現)を有し、純粋美術としての性質をも肯認するのが社会通念に沿うものであるときは、これを著作権法にいう美術の著作物に該当すると解することもできるであろう。」

⑫ タイプフェイスや書の字体の著作物性を否定した事案(最高裁平成12年9月7日判決「印刷用書体ゴナU」事件(判例時報1730号123頁))

「印刷用書体がここにいう著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が芸術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならない…印刷用書体は、文字の有する情報伝達機能を発揮する必要があるために、必然的にその形態には一定の制約を受けるものであるところ、これが一般的に著作物として保護されるものとする、…わずかな差異を有する無数の印刷用書体について著作権が成立することとなり、権利関係が複雑となり、混乱を招くことが予想される。」

⑬ 建築の著作物とは芸術的な建築物をいうとした事案(大阪地裁平成15年10月30日判決「モデルハウス」事件(判例時報1881号111頁))

「通常のありふれた建築物は、著作権法で保護される『建築の著作物』には当たらないというべきある。…一般住宅が同法10条1項5号の『建築の著作物』であるということが出来るのは、一般人をして、一般住宅において通常加味される程度の美的要素を超えて、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような芸術性ないし美術性を備えた場合、すなわち、いわゆる建築芸術といえるような創作性を備えた場合であると解するのが相当である」

⑭ 版画写真の創作性を否定した事案(東京地裁平成10年11月30日判決「版画写真」事件(判例時報1679号153頁))

「撮影対象が平面的な作品である場合には、正面から撮影する以外に撮影位置を選択する余地がない上、右認定のような技術的な配慮も、原画をできるだけ忠実に再現するためにされるものであって、独自に何かを付け加えるというものではないから、そのような写真は、『思想又は感情を創作的に表現したもの』ということとはできない。」(東京地裁平成10年11月30日判決「版画写真」事件(判例時報1679号153頁))

⑮ プログラムの具体的記述が、ごくありふれたものであれば創作性がないとした事案(東京地裁平成15年1月31日判決「製図プログラム」事件(判例時報1820号127頁))

「プログラムは、その性質上、表現する記号が制約され、言語体系が厳格であり、また、電子計算機を少しでも経済的、効率的に機能させようとする、指令の組合せの選択が限定されるため、プログラムにおける具体的記述が相互に類似することが少なくない。…また、著作権法は、プログラムの具体的表現を保護するものであって、機能やアイデアを保護するものではないところ、特定の機能を果たすプログラムの具体的記述が、ごくありふれたものである場合に、これを保護の対象になるとすると、結果的には、機能やアイデアそのものを保護、独占させることになる。したがって、電子計算機に対する指令の組合せであるプログラムの具体的表記が、このような記述からなる場合は、作成者の個性が発揮されていないものとして、創作性がないというべきである」

⑯ 二次的著作物の著作権は新たに付与された創作的部分のみについて生じるとした事案(最高裁平成9年7月17日判決「ボバイネクタイ」事件(民集51巻6号2714頁))

「二次的著作物の著作権は、二次的著作物において新たに付与された創作的部分のみについて生じ、原著

作物と共通しその実質を同じくする部分には生じないと解するのが相当である。ただし、二次的著作物が原著作物から独立した別個の著作物として著作権法上の保護を受けるのは、原著作物に新たな創作的要素が付与されているためであって、二次的著作物のうち原著作物と共通する部分は、何ら新たな創作的要素を含むものではなく、別個の著作物として保護すべき理由がないからである。」

- ⑩ 編集著作物の保護は抽象的な選択・配列方法を保護するものではないとした事案(東京地裁平成12年3月237日判決「色画用紙見本帳」事件(判例時報1717号140頁))

「著作権法12条1項は、編集物でその素材の選択又は配列に創作性のあるものを著作物(編集著作物)として保護する旨を規定するが、これは、素材の選択・配列という知的創作活動の成果である具体的表現を保護するものであり、素材及びこれを選択・配列した結果である実在の編集物を離れて、抽象的な選択・配列方法を保護するものではない。当該編集物が何を素材としたものであるのかについては、当該編集物の用途、当該編集物における実際の表現形式等を総合して判断すべきである」

2. 著作者に関する判例

- ① 思想・感情を創作的に表現したと評価できない者は著作者ではないとした事案(東京地裁平成10年10月29日判決「SMAPインタビュー記事」事件(判例時報1656号166頁))

「現実当該著作物の創作活動に携わった者が著作者となるのであって、作成に当たり単にアイデアや素材を提供した者、補助的な役割を果たしたにすぎない者など、その関与の程度、態様からして当該著作物につき自己の思想又は感情を創作的に表現したと評価できない者は著作者に当たらない。…文書として表現された言語の著作物の場合は、実際に文書の作成に創作的に携わり、文書としての表現を創作した者がその著作者であるというべきである。」

- ② 描くものの指示や修正の指示は著作行為と評価できないとした事案(東京地裁平成9年3月31日判決「だれでもできる住宅介護」事件判例時報1606号118頁)

「原告が…参考文献の中から描くべきものを指示したりしたとしても、…単なるイラストないし漫画の作成の具体的依頼にすぎず、これを具体的に表現し、創作したのは、甲田であるから、その著作者は甲田であり、原告ではない。また、…原告が甲田の作成したイラストを一部修正するように注文を付け、指示をしたとしても、…漫画の作成の具体的な依頼ないし注文をした行為の一環と評価でき、イラストや漫画の著作行為であるということとはできない。」

- ③ 法人の業務計画や法人と第三者との契約に従って従業員が所定の職務を遂行している場合は、具体的な指示がなくても、従業員の職務遂行上その著作物の作成が予定又は予期されていれば、法人の発意があったとした事案(知財高裁平成22年8月4日判決「共同研究報告書」事件(最高裁HP))

「法人等と業務に従事する者との間に雇用関係があり、法人等の業務計画や法人等が第三者との間で締結した契約等に従って、業務に従事する者が所定の職務を遂行している場合には、法人等の具体的な指示あるいは承諾がなくとも、業務に従事する者の職務の遂行上、当該著作物の作成が予定又は予期される限り、『法人等の発意』の要件を満たすものと解すべきである」

注: 大学と市との契約に基づき行われた共同研究において、研究代表者の教員が作成した報告書について、法人著作の各要件を満たしているとした事案

- ④ 従業員の職務上の著作について具体的な指示がなくても発意があるとするとともに、公表するとすれば法人名義を付すようなものは法人等が自己の著作の名義の下に公表するものにあたるとした事案(知財高裁平成18年12月26日判決「宇宙開発事業団」事件(最高裁HP))

「『法人等の発意』の要件については、法人等が著作物の作成を企画、構想し、業務に従事する者に具体的に作成を命じる場合、あるいは、業務に従事する者が法人等の承諾を得て著作物を作成する場合には、法人等の発意があるとすることに異論はないところであるが、さらに、法人等と業務に従事する者との間に雇用関係があり、法人等の業務計画に従って、業務に従事する者が所定の職務を遂行している場合には、法人等の具体的な指示あるいは承諾がなくとも、業務に従事する者の職務の遂行上、当該著作物の作成が予定又は予期される限り、『法人等の発意』の要件を満たすものと解するのが相当である。また、『職務上作成する著作物』の要件については、業務に従事する者に直接命令されたもののほかに、業務に従事する者の職務上、プログラムを作成することが予定又は予期される行為も含まれるものと解すべきである。さらに、『法人等が自己の著作の名義の下に公表するもの』の要件については、公表を予定していない著作物であっても、仮に公表するとすれば法人等の名義で公表されるべきものを含むと解するのが相当である。」